

NIPPONKOA LIFE INSURANCE CO., LTD.

日本興亜生命の現状 2006



NIPPONKOA
L I F E

NIPPONKOA LIFE INSURANCE

本冊子は、保険業法第111条にもとづいて作成した資料であります。



日本興亜生命

ご挨拶

ご契約者をはじめ皆様方には、日頃より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、2001年4月の合併以来、生命保険と損害保険の両方の視点から、お客様に総合的な保険サービスをご提供する「日本興亜保険グループ」の生命保険事業を担う会社として、全ての活動の原点をお客様に置き、お客様の信頼にお応えできる企業を目指して取り組んでいます。

この度、当社の事業の概況、財務状況等につきましてご報告申し上げますとともに、より一層当社をご理解いただくため、ディスクロージャー誌「日本興亜生命の現状2006」を作成いたしました。

今後も、CSの向上はもとより、CSRの実践、コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化を図るとともに、質の高い生命保険サービスの提供を通して、「お客様から選ばれる企業」を目指してまいる所存でございます。

皆様のなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2006年7月



取締役社長

小松敏行

日本興亜生命のホームページ

日本興亜生命では、皆様に様々な情報をご提供するためホームページを開設しております。会社概要をはじめ、商品ラインアップなどの情報をご提供しておりますのでご利用ください。

<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>

日本興亜損保のホームページ<http://www.nipponkoa.co.jp>もあわせてご覧ください。

CONTENTS

I. 主な経営指標のご説明と当社数値 4	
I-1 主な経営指標 4	
I-2 エンベディッド・バリュー 8	
II. リスク管理・コンプライアンス体制 10	
II-1 リスク管理体制 10	
II-2 コンプライアンス（法令等遵守）体制 13	
II-3 お客様情報の保護 16	
II-4 保険金等支払管理体制 18	
III. CSRの取組み 19	
III-1 環境マネジメントシステム 19	
III-2 日本興亜保険グループの環境方針 19	
III-3 社会貢献活動 20	
III-4 お客様満足度の向上に向けた取組み 20	
IV. 保険会社の概況及び組織 22	
IV-1 沿革 22	
IV-2 経営の組織 22	
IV-3 店舗網一覧 23	
IV-4 資本金の推移 24	
IV-5 株式の総数 24	
IV-6 株式の状況 24	
IV-7 主要株主の状況 24	
IV-8 取締役及び監査役 25	
IV-9 従業員の在籍・採用状況 26	
IV-10 平均給与（内勤職員） 26	
IV-11 平均給与（営業職員） 26	
V. 保険会社の主要な業務の内容 27	
V-1 主要な業務の内容 27	
V-2 経営方針 27	
VI. 直近事業年度における事業の概況 28	
VI-1 直近事業年度における事業の概況 28	
VI-2 契約者懇談会開催の概況 28	
VI-3 相談（照会・苦情）の件数 29	
VI-4 契約者に対する情報提供の実態 29	
VI-5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 29	
VI-6 代理店教育・研修の概略 30	
VI-7 新規開発商品の状況 31	
VI-8 保険商品一覧 32	
VI-9 情報システムに関する状況 38	
VI-10 公共福祉活動（社会貢献活動） 38	
VII. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 39	
VIII. 財産の状況 40	
VIII-1 貸借対照表 40	
VIII-2 損益計算書 44	
VIII-3 キャッシュ・フロー計算書 46	
VIII-4 利益処分に関する決議書 48	
VIII-5 債務者区分による債権の状況 48	
VIII-6 リスク管理債権の状況 48	
VIII-7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 48	
VIII-8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率） 49	
VIII-9 有価証券等の時価情報（会社計） 50	
(1) 有価証券の時価情報 50	
(2) 金銭の信託の時価情報 52	
(3) デリバティブ取引の時価情報 52	
VIII-10 経常利益等の明細（基礎利益） 53	
VIII-11 利源別損益 53	
VIII-12 会計監査人の監査の状況 53	
IX. 業務の状況を示す指標等 54	
IX-1 主要な業務の状況を示す指標等 54	
(1) 決算業績の概況 54	
(2) 保有契約高及び新契約高 54	
(3) 年換算保険料 54	
(4) 保障機能別保有契約高 55	
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 56	
(6) 異動状況の推移 57	
(7) 契約者配当の状況 58	
IX-2 保険契約に関する指標等 59	
(1) 保有契約増加率 59	
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険） 59	
(3) 新契約率（対年度始） 59	
(4) 解約失効率（対年度始） 59	
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約） 59	
(6) 死亡率（個人保険主契約） 60	
(7) 特約発生率（個人保険） 60	
(8) 事業費率（対収入保険料） 60	
IX-3 経理に関する指標等 61	
(1) 支払備金明細表 61	
(2) 責任準備金明細表 61	
(3) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別） 62	
(4) 契約者配当準備金明細表 62	
(5) 引当金明細表 63	
(6) 特定海外債権引当勘定の状況 63	
(7) 資本金等明細表 63	
(8) 利益準備金及び任意積立金明細表 63	
(9) 保険料明細表 63	
(10) 保険金明細表 64	
(11) 年金明細表 64	
(12) 給付金明細表 64	
(13) 解約返戻金明細表 64	
(14) 減価償却費明細表 65	
(15) 事業費明細表 65	
(16) 税金明細表 65	
(17) リース取引 65	
IX-4 資産運用に関する指標等（一般勘定） 66	
(1) 資産運用の概況 66	
(2) 運用利回り 68	
(3) 主要資産の平均残高 68	
(4) 資産運用収益明細表 68	
(5) 資産運用費用明細表 69	
(6) 利息及び配当金等収入明細表 69	
(7) 有価証券売却益明細表 69	
(8) 有価証券売却損明細表 69	
(9) 有価証券評価損明細表 70	
(10) 商品有価証券明細表 70	
(11) 商品有価証券売買高 70	
(12) 有価証券明細表 70	
(13) 有価証券残存期間別残高 71	
(14) 保有公社債の期末残高利回り 72	
(15) 業種別株式保有明細表 72	
(16) 貸付金明細表 73	
(17) 貸付金残存期間別残高 73	
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 73	
(19) 貸付金業種別内訳 73	
(20) 貸付金使途別内訳 73	
(21) 貸付金地域別内訳 73	
(22) 貸付金担保別内訳 73	
(23) 不動産及び動産明細表 74	
(24) 不動産動産等処分益明細表 74	
(25) 不動産動産等処分損明細表 74	
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表 74	
(27) 海外投融資の状況 75	
(28) 海外投融資利回り 76	
(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額） 76	
(30) 各種ローン金利 77	
(31) その他の資産明細表 77	
IX-5 有価証券等の時価情報（一般勘定） 78	
(1) 有価証券の時価情報 78	
(2) 金銭の信託の時価情報 80	
(3) デリバティブ取引の時価情報 80	
X. 保険会社の運営 81	
X-1 リスク管理体制 81	
X-2 法令遵守の体制 81	
X-3 個人データ保護について 81	
XI. 特別勘定に関する指標等 81	
XII. 保険会社及びその子会社等の状況 81	
XII-1 保険会社及びその子会社等の概況 81	
XII-2 保険会社及びその子会社等の主要な業務 81	
XII-3 保険会社及びその子会社等の財産の状況 81	
XII-4 財務諸表の適正性、財務諸表作成に係る内部監査の有効性確認 82	

I. 主な経営指標のご説明と当社数値

I-1 主な経営指標

生命保険会社のディスクロージャー資料の内容をより深くご理解いただけるよう、決算等でよく使用される主な経営指標についてご説明します。併せて当社実績も掲載いたしますので、ご確認下さい。

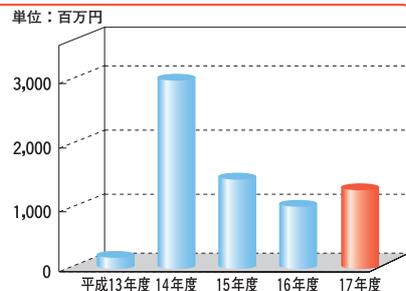
指 標	説 明
経 常 利 益 →p.39, 44	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、発生する費用（経常費用）を差し引いた残額を指します。 $\text{経常利益} = \text{経常収益} - \text{経常費用}$
基 礎 利 益 →p.39, 53	この指標は平成12年度から導入されたもので、「経常利益」から、いわゆる本業以外での利益である「キャピタル損益」や「臨時損益」を除いて算出した保険本業の一年間の期間収益を示す指標です。
当 期 純 利 益 →p.39, 44	経常利益から、一時的に発生した特別損益、契約者配当準備金繰入額を加減した税引前当期純利益から、さらに法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた利益を意味します。
資 本 金 →p.24, 39, 41	事業運営の基礎となる資金で、株主の現物および金銭による出資額をいいます。
総 資 産 →p.39, 40	会社が経営活動に用いる財産の総額を表しています。
保 有 契 約 高 →p.39, 54	個々のお客様に対して生命保険会社が保証する金額の総合計額です。例えば、個人保険では死亡時の支払金額等の総合計額を表しており、ご契約者から払い込まれた保険料の総合計額（保険料収入）とは異なります。

当社の数値はこちら

平成17年度当社数値とその説明

1,104 百万円

平成17年度の経常利益は1,104百万円（前年度896百万円）となりましたが、標準責任準備金への積増しがなかった場合の実質的な経常利益は4,654百万円（前年度5,696百万円）となり、安定的に推移しています。



1,479 百万円

平成17年度の基礎利益は1,479百万円となりましたが、経常利益と同様に標準責任準備金への積増しがなかった場合の基礎利益は5,029百万円（前年度4,884百万円）となります。なお、当社には逆ざやはありません。

63 百万円

標準責任準備金への積増し（35.5億円）を行った結果、平成17年度の当期純利益は63百万円となりました。

200 億円

当社は平成13年4月に旧興垂火災まごころ生命と旧日本火災パートナー生命（ともに資本金100億円）が合併して誕生した会社であり、資本金は合併時に200億円となりました。その後、平成14年3月に50億円の増減資を行い、現在の資本金は200億円となっています。

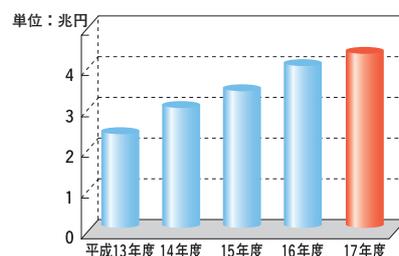
2,912 億円

平成17年度末の総資産は2,912億円（対前年比127.4%）となり、着実に増加しています。



4 兆1,310億円

平成17年度末の個人保険、個人年金保険、団体保険を合計した保有契約高は4兆1,310億円（対前年度比109.3%）と順調に増加しています。また、団体保険を除いた個人保険と個人年金保険合計の保有契約高も3兆2,664億円（対前年度比112.1%）と着実に増加しています。

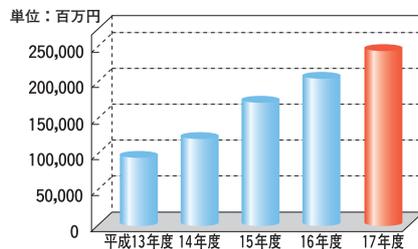


指 標	説 明
<p>責 任 準 備 金 →p.39, 61, 62</p>	<p>将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で積み立てが義務付けられている準備金です。責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。</p>
<p>貸 付 金 →p.39, 73</p>	<p>生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、一つは契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」、もう一つは保険料の払込が一時的に困難になった場合に解約返戻金の範囲内で保険料の立て替えを行う「保険料振替貸付」です。</p>
<p>有 価 証 券 残 高 →p.39, 70</p>	<p>生命保険会社の資産は、その大半が将来の保険金などの支払いを確実にを行うための責任準備金に対応しているという特性から、安全性、収益性、流動性の原則に基づいて運用されます。有価証券は、国債、地方債、社債（これらを合わせて「公社債」といいます）、株式、外国証券等に分類されます。</p>
<p>ソ ル ベ ン シ ー ・ マ ー ジ ン 比 率 →p.39, 49</p>	<p>「ソルベンシー・マージン」とは「支払余力」という意味です。「ソルベンシー・マージン比率」は、大災害や株の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。200%以上であれば、健全性について一定の基準を満たしていることを示しています。</p> $\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$
<p>格 付</p>	<p>格付は、第三者が生命保険会社の健全性について評価した一つの指標です。当社ではお客様に当社の信用力を客観的にお知らせするため、情報開示の一環として、格付投資情報センター（R&I）に依頼して格付を取得しています。</p>

平成17年度当社数値とその説明

236,578 百万円

当社は5年チルメル式を採用しています。責任準備金は保有契約高の増加に従い、右のとおり増加しています。
また、標準責任準備金の達成に向け、平成17年度は3,550百万円の責任準備金積増しを実施し、前年度以前の9,600百万円の積増しと合わせて累計13,150百万円の積増しとなりました。

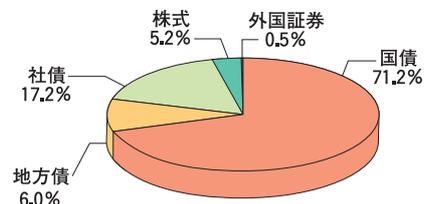


7,203 百万円

当社の貸付金は「保険約款貸付」のみであり、企業への融資や住宅ローン等の「一般貸付」はありません。

236,492 百万円

当社では負債の特性を踏まえ、長期的・安定的収益の確保を基本方針として、円建ての公社債を中心に運用を行っています。



2,800.4 %

当社のソルベンシー・マージン比率は、極めて高い水準を維持しています。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

$$\frac{52,353 \text{ 百万円}}{3,738 \text{ 百万円} \times 1/2} \times 100 = 2,800.4\%$$

A+
(保険金支払能力格付)
平成18年7月1日現在

保険金支払能力格付は、保険契約に基づいて保険金をお支払いする能力の程度を示すもので、当社は「A+」(“保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある”)という高い評価を得ています。なお、格付は将来的に変更されることもあります。

I-2 エンベディッド・バリュー

(1) エンベディッド・バリューの概要

エンベディッド・バリュー(Embedded Value：以下「EV」といいます。)とは、貸借対照表などから計算される「純資産価値」と保有契約から生じる将来利益の現在価値である「保有契約価値」を合計したもので、生命保険会社の企業価値を表わす指標の一つです。

現行の生命保険会社の財務会計は、保険契約の価値が会計上の利益として反映されるまでには契約獲得から一定の時間を要しますが、EVは保有契約から生じる将来利益を現時点で認識するため、現行の財務会計を補完する指標の一つとして有用なものです。

(2) 平成17年度末EV

平成17年度末EVは次のとおりです。

(単位：億円)

	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
		増減額		増減額		増減額
年度末EV	546	+ 126	612	+ 67	707	+ 95
純資産価値(注1)	302	△ 6	300	△ 1	302	+ 2
保有契約価値(注2)	244	+ 132	312	+ 68	405	+ 93
うち新契約価値(注3)	45	+ 5	40	△ 5	48	+ 8

(注1) 純資産価値＝貸借対照表の資本の部(社外流出予定額を除く)＋価格変動準備金(税引後)＋危険準備金(税引後)＋配当準備金中の未割当額(税引後)

(注2) 保有契約価値は、保有契約から生じる将来利益(税引後)をリスク割引率で割り引いた現在価値です。将来利益(税引後)からは、一定のソルベンシー・マージン比率を維持するために必要な資本等に係るコストを控除しています。

(注3) 新契約価値は、EV総額のうちの当該年度の新契約に係わる額です。

(3) 主要な前提条件

EV算出の際の主要な前提条件は次のとおりです。

前提条件	設定方法	
保険事故発生率	保障種別・保険年度別等の過去の実績および業界統計データに基づき設定。	
解約・失効率	保険種別・払込方法・保険年度別等の過去の実績等に基づき設定。	
経費	過去の実績等に基づき設定。	
資産運用利回り	【平成16年度末】	【平成17年度末】
	新規資金を10年国債(利回りは約1.32%)および30年国債(利回りは約2.26%)に投資する前提で設定。	新規資金を10年国債(利回りは約1.77%)および30年国債(利回りは約2.24%)に投資する前提で設定。
	主な年度の運用利回りは次のとおり。	主な年度の運用利回りは次のとおり。
	1.79% (平成18年度)	2.08% (平成18年度)
	1.80% (平成19年度)	2.07% (平成19年度)
	1.82% (平成20年度)	2.07% (平成20年度)
	1.87% (平成22年度)	2.09% (平成22年度)
	1.90% (平成27年度)	2.10% (平成27年度)
1.94% (平成32年度)	2.11% (平成32年度)	
1.97% (平成37年度)	2.13% (平成37年度)	
実効税率	直近の実績値(36.19%)	直近の実績値(36.20%)
ソルベンシー・マージン比率	1000%を維持する。	
リスク割引率	8%	
	リスクフリーレート(*)にリスク・プレミアム(6%)を上乗せした数値をもとに設定。 (*)20年国債の利回り(平成16年度末は約1.93%、平成17年度末は約2.04%)	

(4) 前提条件を変更した場合の影響（感応度）

前提条件を変更した場合の平成17年度末EVへの影響額は次のとおりです。

(単位：億円)

前提条件の変更	EVへの影響額	EV額
保険事故発生率を1.1倍にする	△ 43	664
解約・失効率を1.1倍にする	△ 8	699
経費（契約維持に係わる経費）を1.1倍にする	△ 14	693
資産運用利回り（新規投資のみ）を0.25%引き下げる	△ 19	688
資産運用利回り（新規投資のみ）を0.25%引き上げる	+ 19	726
ソルベンシー・マージン比率を800%にする	+ 8	715
ソルベンシー・マージン比率を1200%にする	△ 13	694
リスク割引率を1%引き下げる（7%とする）	+ 32	739
リスク割引率を1%引き上げる（9%とする）	△ 28	679

(5) EVの増減要因

前年度末EVから当年度末EVへの増減要因は次のとおりです。

(単位：億円)

	平成16年度	平成17年度
前年度末EV	546	612
新契約価値	40	48
前年度末EVからの期待収益（注1）	28	30
資産運用の影響（注2）	13	21
その他の想定と実績の差等（注3）	△ 14	△ 4
当年度末EV	612	707

(注1) 計算時点が1年進むことによる、前年度末EVのリスク割引率および資産運用利回り等による増加額です。

(注2) 資産運用利回りの前提条件を変更したことによる影響額および資産運用に係わる想定と実績の差による影響額です。

(注3) 資産運用に係わる想定と実績の差による影響額は除き、資産運用利回り以外の前提条件の変更による影響額を含みます。

(6) その他

- EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだいくつかの前提条件を使用していますが、これらの前提条件は将来の実績と大きく異なる場合があります。また、EVは生命保険会社の企業価値を表わす指標の一つですが、将来の新契約から見込まれる価値が含まれないこともあり、実際の市場価値はEVから著しく乖離する可能性があります。これらの理由により、EVの使用にあたっては十分な注意を払っていただく必要があります。
- 当社は、専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）であるティリングハストにEV計算に適用した前提および評価方法、ならびに計算結果の妥当性について検証を依頼し意見を受けています。なお、意見書については当社ホームページをご覧ください。

Ⅱ. リスク管理・コンプライアンス体制

Ⅱ-1 リスク管理体制

(1) 基本方針

金融の自由化・国際化の進展と環境の急激な変化にともない、保険事業運営において抱えるリスクは拡大・多様化しています。このような環境下で、経営の健全性を確保し、お客様からの信頼を確保・維持するために、当社では、さまざまなリスクを的確に認識し、分析・評価した上でリスクコントロールしていくことを最重要課題として掲げ取り組んでいます。

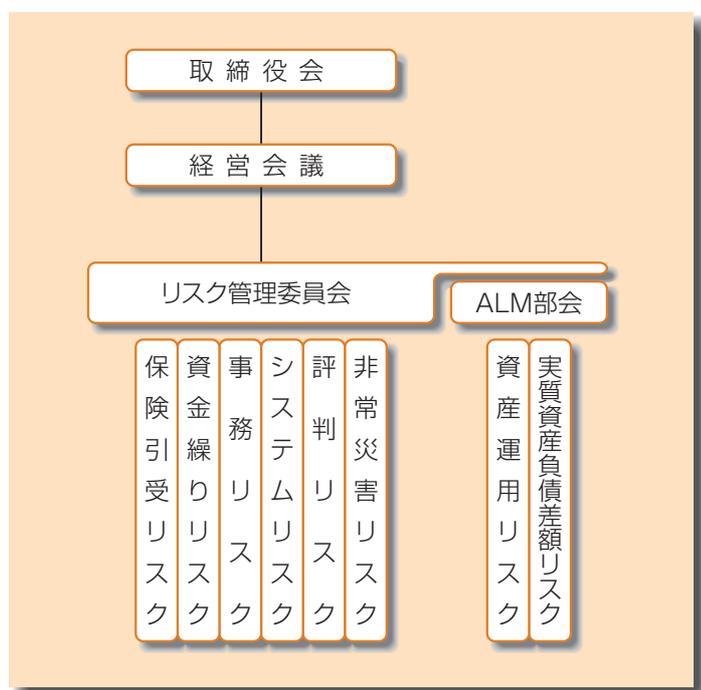
(2) リスク管理体制

当社では、自己責任原則にもとづき、経営を取り巻く各種リスクの特性を担当部門において的確に把握し、業務遂行することを基本としています。会社全体のリスクの把握や一元管理を行う観点からリスク管理委員会並びに資産・負債の総合的なリスク管理の観点からALM部会を設置しています。また、取締役会および経営会議において、リスク管理に関するチェックを定期的に行っています。

〈リスク管理委員会の役割〉

- ・ リスク管理に係わる基本方針の策定
- ・ リスク管理手法の高度化検討及び整備
- ・ 各種リスク状況の認識、評価及び管理状況の総合的な把握

〈リスク管理体制図〉



(3) リスク管理の取組み

当社は、管理すべきリスクとして次のとおりリスクを定め、適切なリスク管理を行っています。

<保険引受リスク>

「保険引受リスク」とは、商品の開発または改定に際して想定した保険料率等の水準が、経済情勢や保険事故の発生率、運用実績の変動などにより、当初の予想に反して大きく乖離することによって当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、定期的にこれらの水準を検証し、必要に応じて商品の改廃、引受基準の改定を行うなど、適切な措置を講じることを基本方針としています。

<資産運用リスク>

「資産運用リスク」とは、資産運用に関連して生じるキャッシュフローの不確実性または時価の変動性を行い、「市場リスク」、「信用リスク」、「市場流動性リスク」の3つに区分しています。資産運用リスクについては、資産の健全性を維持し、安定的な収益が確保できるよう、リスクを能動的かつ適切にコントロールすることを基本方針としています。また、資産運用リスクについては、資産のみならず負債についても市場リスクや流動性リスクがあることから、当社は、資産と負債の総合的な管理（ALM）を行っています。

<資金繰りリスク>

「資金繰りリスク」とは、巨大災害での資金流出や解約返戻金支出の増加等によって資金繰りが悪化し、当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、常に維持すべき流動性資産の最低限度を設けて資金繰りリスク管理を行っています。

<実質資産負債差額リスク>

「実質資産負債差額リスク」とは、法令等に定める実質資産負債差額に関する規定に抵触するリスクをいいます。当社では、定期的に実質資産負債差額の状況を把握するとともに、当該規定に抵触しないようリスク管理を行っています。

<システムリスク>

「システムリスク」とは、コンピュータシステムの障害、誤作動等またはその不正使用により、当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、情報資産保護規程（セキュリティポリシー）や安全対策基準（セキュリティスタンダード）を定め、情報資産の安全対策に努めています。

<事務リスク>

「事務リスク」とは、役職員や当社の代理店が正確な事務を怠ること（事務ミス）や不正等を起こすことにより、当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、個々の事務について詳細なマニュアル等を整備するとともに、事務の点検や研修・指導等を通じて、事務リスクの軽減を図っています。

<その他のリスク>

当社では「評判リスク（悪評・風評の流布により、当社が損失を被るリスク）」や「非常災害リスク（地震等の大規模災害によって当社が通常業務の継続に支障をきたすことにより、損失を被るリスク）」等のリスクを認識し、それぞれについてリスク管理に努めています。

また、当社では、将来、例外的な環境下で起こりうるイベントが当社の財務内容に与える影響をチェックするため、ストレステストを行っています。当社が行っているストレステストは、過去に実際に起きた金利や株価の変動といった重大なイベントに基づいたものと、実際には起きていないが将来起こりうる金利シナリオに基づいたものの2種類であり、各々のストレステストについて複数のシナリオを設定しています。

各シナリオの下でストレステストを実施した結果、当社の財務内容には問題ないことを確認しています。

II-2 コンプライアンス（法令等遵守）体制

(1) 基本方針

生命保険事業は、社会性・公共性の高い事業であり、健全かつ適切な事業運営を通じて広く社会や経済に貢献しなければならない使命を担っています。また、保険業界における自由化・規制緩和の進展にともない、自己責任原則に則り厳正な企業運営が求められています。

当社は、お客様や社会からの信頼にこたえ、お客様から選ばれた企業となるために、コンプライアンスの推進を事業経営の最重要課題に掲げ取り組んでいます。

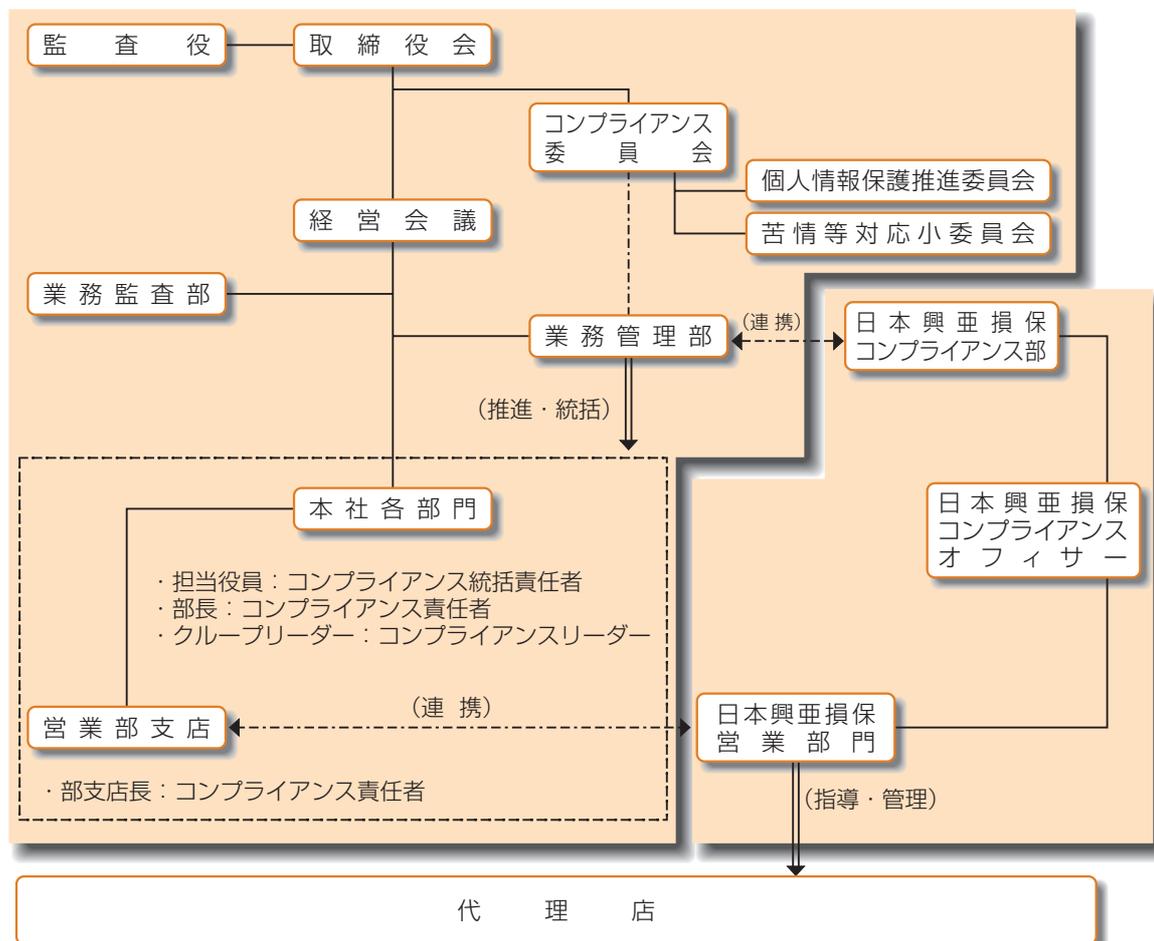
コンプライアンスの基本方針

1. 生命保険事業の高い公共的使命及び社会的責任を常に認識し、自己責任原則に則った健全な業務運営を通じて、社会からの信頼確保に努める。
2. 法令や各種のルールを厳格に遵守し、社会的規範及び企業倫理に準拠した適正な企業活動を遂行する。
3. 公正な競争と効率的な経営を通じて、お客様のニーズに応える質の高い商品・サービスを提供し、社会・経済の発展に貢献する。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示に努めるとともに、広く社会とのコミュニケーションを図る。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、断固とした姿勢で臨む。

(2) コンプライアンス推進体制

当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、会社全体のコンプライアンスを統括しています。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス上の問題分析と解決策の立案を行い、全社的なコンプライアンス推進の徹底に取り組んでいます。

〈コンプライアンス体制図〉



(3) コンプライアンス・プログラム

当社では、コンプライアンス（法令等遵守）の基本方針に基づき、具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの推進を図っています。

2006年度（平成18年度）コンプライアンス・プログラム

1. コンプライアンスの推進体制

全社的なコンプライアンスの推進機能の強化と会社業務の適正化を図るために、コンプライアンス委員会を定期的で開催しコンプライアンス推進の体制強化を進めています。また、業務管理部を設置し社員（業務委託先の日本興亜損害保険株式会社の社員を含む。）及び代理店に対するコンプライアンスを一元管理し、全社的なコンプライアンス推進の強化を図っています。

また、営業部支店にはコンプライアンス責任者を、本社各部門にはコンプライアンス責任者及びコンプライアンスリーダーを置きコンプライアンス体制の強化に努めています。

2. 内部統制の実施計画

営業部支店、本社各部門では、業務自主点検制度により適正な業務運営を徹底するとともに、業務監査部がリスク管理及びコンプライアンスの観点からその実効性・適切性を検証しています。また、業務委託先の日本興亜損害保険株式会社が実施する「WEEKLY & MONTHLY事務チェック」及び「事務検査」において、生命保険の取扱いに係る点検を行い事務不備の指導・改善を図っています。

3. 役職員および代理店の研修

役職員及び代理店に対する研修体系を確立し、定期的な研修の実施によりコンプライアンス意識の高揚を図るとともに推進施策の理解を深めています。また、全職場においてコンプライアンス・ミーティングを実施し、日常業務の遂行において発生した身近な問題を討議することにより、実務に即したコンプライアンスの推進を図るとともに、コンプライアンスを重視する会社風土を醸成しています。

4. 不適正な行為（不祥事件等）への対応

保険募集・引受にあたり不適正な行為が発生した場合は、「不適正行為の対応基準」に則りお客様の保護を最優先に厳正対応するとともに、原因解明に基づく再発防止策の策定および事案の社内開示による注意喚起を行い、再発防止を徹底しています。

5. 苦情対応の徹底

苦情報告及び対応ルールを徹底するとともに、原因分析を適切に行い、再発防止策を的確に策定し徹底を図っています。また、コンプライアンス委員会において全社的な苦情の発生状況・原因分析及び再発防止策の策定・実施状況について確認・協議しています。

6. 顧客情報の適正な取扱いの推進

顧客情報取扱統括責任者を選任し、併せて部支店長を顧客情報取扱責任者に任命するとともに、個人情報保護推進委員会を設置し全社的な顧客情報の厳正な取扱いを図っています。

7. 規定・マニュアルの整備

コンプライアンスに関する基本事項を定めた「法令等遵守規程」を制定するとともに、実務的な手引書として、役職員及び代理店向けに「コンプライアンス・マニュアル」を作成・配布し、コンプライアンスの徹底を図っています。

8. コンプライアンス・プログラムの検証

コンプライアンス・プログラムの進捗及び達成状況をコンプライアンス委員会等において定期的に確認し、適宜修正を加えるなどして更なるコンプライアンスの推進を図っています。

(4) 勧誘方針

平成13年4月1日に施行された「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客様に対する保険商品の適切なお説明に努めるとともに、次のとおり「勧誘方針」を公表しています。

日本興亜保険グループは、保険その他の金融商品の販売にあたりましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき、お客様の立場に立った販売活動を行ってまいります。

日本興亜グループの勧誘方針

1. お客様の商品に関する知識、ご経験、ご購入目的、財産の状況等に留意し、商品内容やリスク内容などについて十分ご理解いただけるように、適切なお説明に心がけるとともに、お客様のご意向と実情に適った商品のご案内に努めてまいります。
2. 商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
3. お客様からの信頼を第一義とし、重要な事項を告げなかったり、不確実な事項について断定的な説明をするなど、お客様のご判断を誤らせるようなご案内は行いません。
4. お客様に対する勧誘の適正を確保するため、社内管理体制を整備するとともに、研修体制を充実させ関係法令や商品に関する知識の習得に努めてまいります。
5. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払手続きにあたり、迅速かつ的確に対応するように努めてまいります。
6. お客様のご意見等を商品の販売に反映していくように努めてまいります。

II-3 お客様情報の保護

生命保険会社は、提供する商品・サービスの特性から、ご契約情報や保健医療等のセンシティブ情報などを、お客様から長期的かつ大量にお預かりしています。

当社では、お預かりしたお客様情報の保護を図るため、個人、法人を問わずお客様情報の適正な管理および業務への利用等を定めた顧客情報取扱規程を制定し、また、個人情報保護推進委員会を設置し全社的なお客様情報の保護を推進しています。

また、平成17年4月1日より完全施行された個人情報保護法を踏まえ、個人のお客様情報の取扱いに関して「個人情報保護宣言」を公表するとともに、適正な取扱いに努めています。

2005年4月1日

個人情報に関する取扱いについて

(個人情報保護宣言)

日本興亜生命保険株式会社

当社は、企業理念において、豊かで健全な社会の発展に貢献することを掲げ、行動指針においては、すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えるため、誠実かつ公正で環境にやさしい企業活動を展開することによって、お客様に最高の安心と満足を提供することを定めております。

当社は、お客様の個人情報の保護は「最高の安心」を提供するための基本である、との認識のもと、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針について」等を遵守して、お客様の個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理については、適切な措置を講じます。

また、当社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。なお、個人情報に関する取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(注) 個人情報、個人データ、保有個人データ等の用語の定義は、本基本方針に定めがある場合を除き、個人情報保護法および同施行令に準拠します。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記4.から6.に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に利用し、必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・保険金請求書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ① 当社が取扱う商品の案内、募集および販売（契約の維持・管理を含みます。）
当社が取扱う商品は次のとおりです。
・生命保険およびこれに付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- ② 生命保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ③ 適正な保険金・給付金等の支払
- ④ 当社のグループ会社、提携先企業等の商品およびサービスに関する情報の案内

- ⑤ 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑥ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑦ 当社が有する債権の回収
- ⑧ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品・サービスの開発・研究
- ⑨ 代理店等販売網の新設・維持管理
- ⑩ 問い合わせ・依頼等への対応
- ⑪ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください。）
- ・生命保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記「5. 生命保険会社等との共同利用」をご覧ください。）

※当社が個人データを提供する第三者は、医療機関、再保険取引会社等です。

<再保険契約について>

当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険契約を締結することがあります。この場合、当社は再保険取引会社における契約の引受審査、引受、履行および管理、再保険金の支払いに必要な範囲内で、保険契約に関する個人データを再保険取引会社に提供することがあります。

4. グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスの案内・提供、保険契約の引受・内容変更および保険金支払に関する判断のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- ① 個人データの項目：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に

- 記載された契約内容および保険事故等に関する内容
② 管理責任者：日本興亜生命保険株式会社

※共同利用を行う当社のグループ会社・提携先企業については、下記会社一覧をご覧ください。

5. 生命保険会社等との共同利用

- (1) 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行なわれるよう、生命保険会社等との間で、当社の保険契約等に関する所定の情報を、次の制度に基づき共同利用しています。

- ・契約内容登録制度
- ・契約内容照会制度
- ・支払査定時照会制度

詳細につきましては、社団法人生命保険協会のホームページまたは当社のホームページをご覧ください。

- (2) 当社は、生命保険代理店の適切な監督等のために、生命保険会社との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。

また、当社は、生命保険代理店への委託等のために、社団法人生命保険協会が実施する生命保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。

なお、当社は、生命保険会社等との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを次の制度に基づき共同利用しています。

- ・募集人登録情報照会制度
- ・合格情報照会制度
- ・退職者情報登録制度
- ・変額保険販売資格者登録制度

詳細につきましては、社団法人生命保険協会のホームページをご覧ください。

6. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7. ご契約内容、保険金・給付金のお支払に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店または「下記10. お問い合わせ窓口」にお問い合わせください。また、保険金・給付金のお支払に関するご照会については「下記10. お問い合わせ窓口」にお問い合わせください。当社は、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「10. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問は、下記「10. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談・個人データの安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日本興亜生命保険株式会社 お客様サービスセンター
〒104-8407 東京都中央区築地3丁目4番2号
TEL：0120-538-107

（受付時間：平日9時～17時（土・日曜・祝日を除く））

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

（社）生命保険協会 生命保険相談室
〒100-0005 東京都中央区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
TEL：03-3286-2648

受付時間：9時～17時

（土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く）

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp>

（会社一覧）

「4. グループ会社・提携先企業との共同利用」における、当社のグループ会社・提携先企業は、下記のとおりです。

- ① グループ会社
当社が、個人データの共同利用を行うグループ会社は、次のとおりです。（2005年4月1日現在）
・日本興亜損害保険株式会社（損害保険業）
・そんぽ24損害保険株式会社（損害保険業）
- ② 提携先企業：
現時点で個人データの共同利用を行う提携先企業はありません。（2005年4月1日現在）

Ⅱ-4 保険金等支払管理体制

保険金・給付金（以下保険金等といいます）の支払いは、生命保険事業における最も基本的で重要な業務であり、お客様志向のもと迅速かつ適切な業務遂行に努めるとともに、お客様に対する責任説明を十分に果たしていくことが重要です。

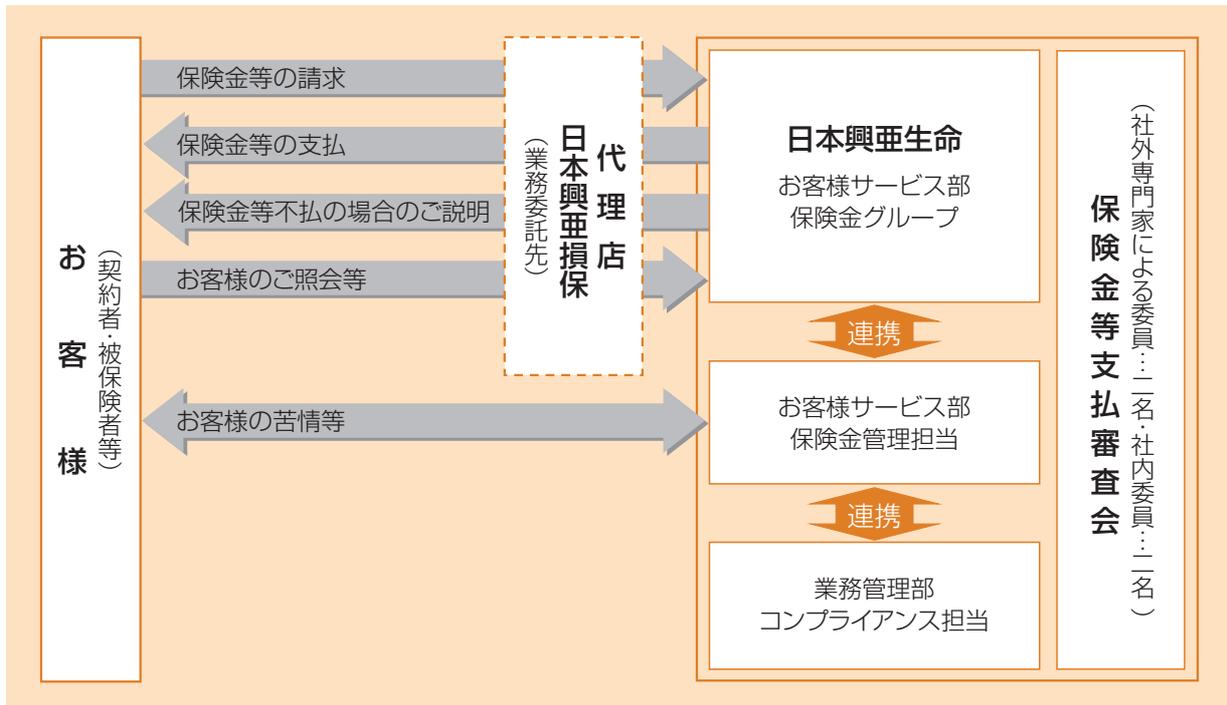
当社はこれらの認識の下、お客様や社会からの信頼を確保・維持できるよう適切な保険金等支払管理態勢の整備・強化を最重点課題として掲げ取り組んでいます。

○ 保険金等支払管理体制の強化

当社では、お客様サービス部保険金グループにおいて保険金等の請求手続のご案内、保険金等の支払可否判断、保険金等の支払、また万一保険金等の不払が発生した場合のお客様へのご説明等を確実に行う体制をとっています。また、2006年4月、適切な支払管理態勢の整備・強化を目的にお客様サービス部に保険金管理担当を設置し、支払査定の審査・再検証、不支払に対するお申し出やご照会に専門的に対応する態勢といたしました。

○ 保険金等支払審査会の設置

2006年4月、保険金等の支払査定状況の確認、保険金等支払査定に関する重要事項の審議を行うことを目的とした「保険金等支払審査会」を設置しました。なお、社外専門家（弁護士、大学教授）を委員に委嘱し、支払査定の妥当性の検証等保険金等支払管理態勢の強化に努めています。



Ⅲ. CSRの取組み

Ⅲ-1 環境マネジメントシステム

地球環境の悪化が社会の安全・安心を脅かし始めた現代において、安心をお届けすることを使命とする保険会社が環境問題に取組むことは、当然のことと言えます。地球環境問題による自然災害リスクの増大を防ぐという観点だけではなく、すべての活動の原点であるお客様の信頼にお応えするために、日本興亜保険グループは果たすべき社会的責任の大きな柱と認識して環境問題に取り組んでいます。

日本興亜保険グループでは、行動指針に掲げる「環境にやさしい企業活動」の展開のため、国際規格「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステム（EMS）を構築・運用しています。

平成14年6月に日本興亜損害保険株式会社の本社サイトで環境ISO（ISO14001）の認証を取得し、その後、対象を日本興亜保険グループの全国の拠点および子会社・関連会社へ広げる取組みを行い、平成17年6月には、当社およびそんぽ24損害保険を含む全国組織で認証取得しました。

Ⅲ-2 日本興亜保険グループの環境方針

日本興亜保険グループは、地球環境の保全・持続可能性の確保が人類共通の最重要課題であることを認識し、「豊かで健全な社会の発展に貢献します」との企業理念のもと、企業の社会的責任として「環境にやさしい企業活動を展開します」。

そして、真に豊かで安心できる暮らしを実現し、その基盤となる環境を子孫に引き継ぐという課題の達成に向けて、グループの全従業員を挙げて、全力で取り組みます。

日本興亜保険グループは、以下の環境方針を定め、あらゆる企業活動を通じてその実現に取り組みます。

1. 当グループは、質の高い保険商品・サービスをより競争力のある価格で提供するという基本使命において、その活動、商品、サービスが関わる環境側面を認識し、環境汚染を防止し、地球環境の変化に対応すると共に、環境マネジメントシステムの継続的改善を図る。
2. 当グループの活動、商品、サービスが関わる環境関連法規制及び当グループが同意するその他の要求事項を遵守する。
3. 当グループの活動、商品、サービスが関わる環境側面のうち、以下の項目を重点項目として取り組む。
 - (1) 環境に配慮した保険商品・サービスを開発・提供する。
 - (2) 紙の使用量を削減する。
 - (3) 電力の使用量を削減する。
 - (4) 化石燃料の使用量を削減する。
 - (5) 紙類等の廃棄物の分別・リサイクルを推進する。
 - (6) エコ商品等の優先的購入（グリーン購入）を推進する。
 - (7) 環境保護に関する情報の提供、啓発・教育活動を推進する。
4. この環境方針の達成のため、環境目的・目標を設定し、環境改善の取組みを推進する。
この環境方針は全組織、全従業員に周知するとともに、一般に公開します。

Ⅲ-3 社会貢献活動

(社) 生命保険協会を通じて介護体制整備などの社会貢献活動に取り組んでいるほか、役職員有志を会員とした「日本興亜おもいやり倶楽部」(マッチングギフト制度)を通じ、社会福祉・環境保護・国際貢献等の活動を行っている団体への寄付や、大学での寄付講座開催にあたり講師派遣を行うなど、社会貢献活動に取り組んでいます。

Ⅲ-4 お客様満足度の向上に向けた取組み

(1) お客様とのコミュニケーション・お客様の声を頂戴する取組み

<お客様の声を承る窓口>

お客様サービスセンター

当社は、お客様の相談窓口として、本社内にお客様サービスセンターを設置しています。同センターでは、各種手続関係に関する照会に対応するとともに、当社の募集活動や保険金等支払をはじめとした業務全般に関するご意見・ご要望もお寄せいただいています。こうしたお客様の声については、全件記録し担当部門へ提供することにより、業務の改善に活かしています。なお、平成17年4月1日より平成18年3月31日までに本社・支店および業務委託先の日本興亜損害保険株式会社でお取扱したお客様の声(苦情等)および照会等の件数は次のとおりです。

○ 平成17年度お客様の声(苦情等)および照会等受付件数

お客様の声 (苦情等)	新契約募集関係	110件
	保険料振込手続関係	28件
	アフターサービス関係	108件
	保険金・給付金支払・手続関係	35件
	その他	56件
	(計)	337件
照会・相談		25,550件
合計		25,887件

<お客様の声を聞くための取組み>

お客様アンケート

当社では、直接、お客様の声をお聞きするため、お客様に対するアンケート調査を実施しています。平成17年度は、ご契約者の中から約10,000名のお客様を無作為に抽出してアンケートをお願いして、1,310名の方々からご回答をいただきました。アンケートでは当社の商品・サービスや当社の代理店に対する評価やご意見、ご要望等をお聞かせいただき、その内容を担当部門に提供して、業務改善や商品開発などに役立てるほか、社員や代理店とも共有してサービス品質の向上に活用しています。

社員・代理店の声を活かす仕組み

日常、お客様と接している代理店や、代理店やお客様からの声を聞く機会のある社員の声を活かすため、社内のイントラネット上の「何でも提案箱」を通して、日本興亜保険グループの社員や代理店さんからの提案を受け付けています。当社では、集められた提案や要望を商品開発や業務改善など様々な分野で活用し、お客様満足度の向上に役立てています。

日本興亜保険グループの 社員からの提案	代理店からの提案	合 計
92 件	28 件	120 件

(2) お客様の声を反映した商品・サービス等の改善・開発の取組み

当社では、前述のように様々な形でお客様の声を頂戴する仕組みを構築しています。当社は、いただいたお客様の声を活かして、お客様ニーズにあった商品・サービスをご提供するとともに、お客様の保険に関する理解をより容易にするために各種帳票の改善も随時行うなど、様々な業務改善に取り組んできました。平成17年度に実施した改善取組みの主な事例として以下の項目があります。

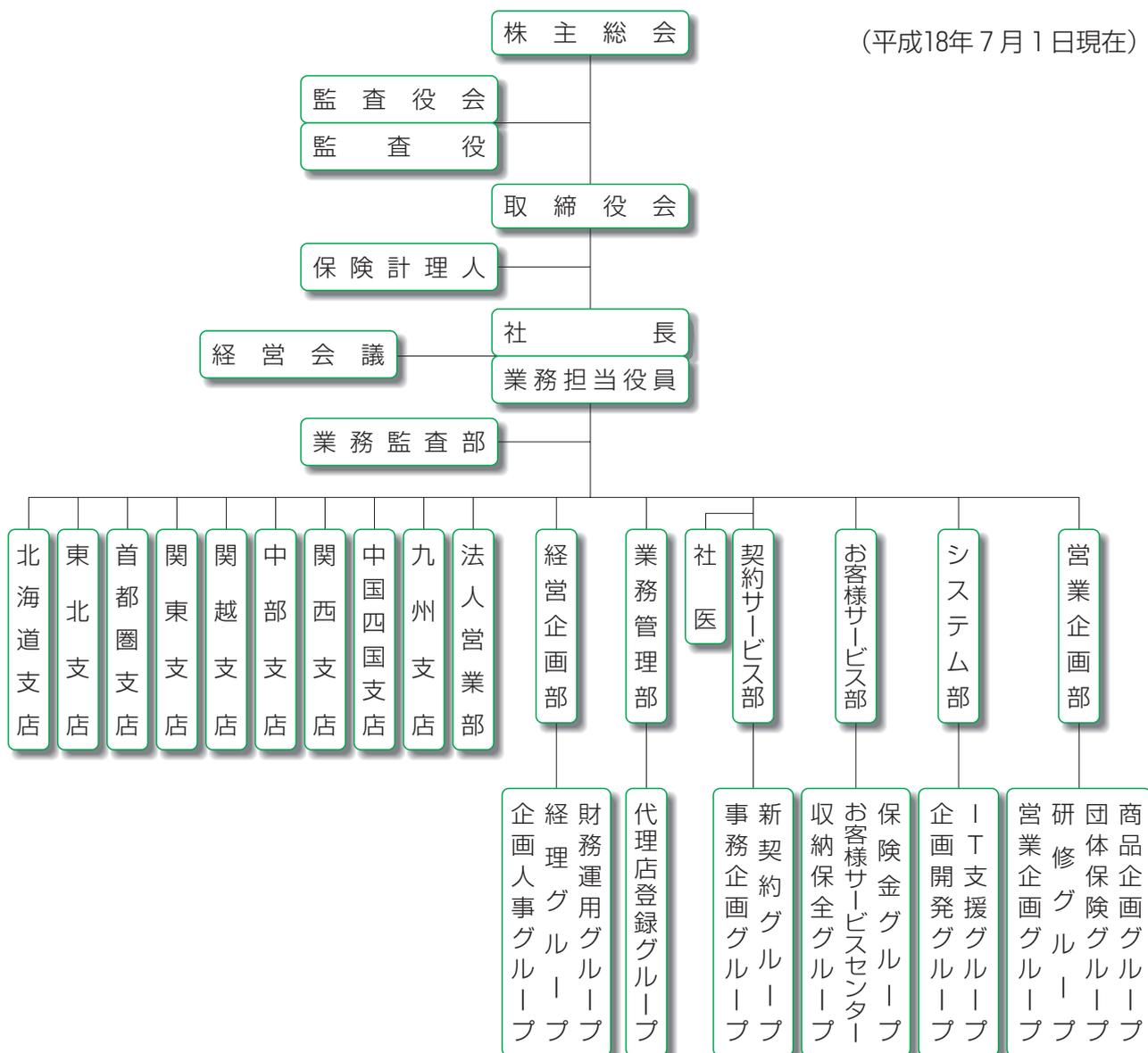
- 入院時の保障を充実させた保険商品ならびに保険料の安い保険商品を望むお客様の声などを反映した「新災害入院特約」「新疾病入院特約」をはじめとする各種の特約を発売しました。
- 読みやすい商品説明資料を求めのお客様の声から、「ご契約のしおり・約款」を2色刷りにし、字体を大きくするとともに見出しをつけて検索しやすくするなどの改善を行いました。また、高齢者の方も無告知で加入できる「誰でも終身」では、重要事項説明書の字体を大きくし読みやすくしました。
- 「告知」に関するお客様むけ説明と告知書の記入上の注意点をわかりやすく記載したリーフレット「告知書ガイド」を作成し、告知時にお客様に説明しお渡しすることとしました。あわせて、お客様が告知内容を事後的に確認いただけるよう「お客様控」を交付することとしました。また、告知書に記載された健康・医療情報の保護を目的に、お客様から受領する際の専用封筒の使用を行いました。
- 見やすい説明資料にしてほしいというお客様の声に応じて、代理店向け支援システムで作成する保険設計書等におけるグラフ表示部分を見やすいものに改善しました。

IV. 保険会社の概況及び組織

IV-1 沿革

年月日	主なできごと
平成8年4月1日	保険業法の改正により、生損保の子会社方式による相互参入が可能となりました。
平成8年8月8日	興亜火災海上保険株式会社ならびに日本火災海上保険株式会社は、それぞれ全額出資により「興亜火災まごころ生命保険株式会社」ならびに「日本火災パートナー生命保険株式会社」を設立
平成8年8月27日	生命保険事業免許を大蔵大臣より取得
平成8年10月1日	営業開始
平成13年4月1日	出資会社が合併したことに伴い、生保二社も同時に合併し「日本興亜生命保険株式会社」となりました。
平成14年3月	当局認可を得て、現行資本金から50億円を減資し、同時期に親会社の日本興亜損害保険株式会社引受による50億円の増資を行うという資本政策を実施

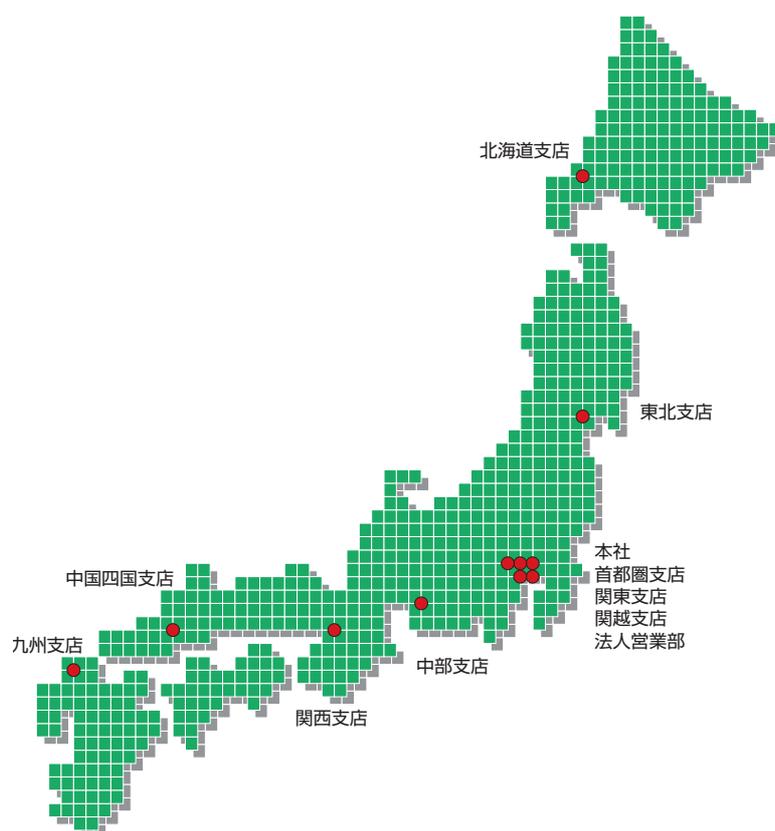
IV-2 経営の組織



IV-3 店舗網一覽

(平成18年7月1日現在)

部 支 店	所 在 地	電 話 番 号
北 海 道 支 店	〒060-0042 札幌市中央区大通西5-11-2	011-221-6265
東 北 支 店	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-14-21	022-262-3173
首 都 圏 支 店	〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-12-1	03-3984-9988
関 東 支 店	〒110-0015 東京都台東区東上野3-18-4	03-3839-8876
関 越 支 店	〒330-9509 さいたま市大宮区桜木町2-285-2	048-658-6660
中 部 支 店	〒460-8636 名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9440
関 西 支 店	〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6444-8191
中 国 四 国 支 店	〒730-0011 広島市中区基町13-9	082-228-5361
九 州 支 店	〒810-8666 福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3521
法 人 営 業 部	〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10	03-3231-3021
本 社	〒104-8407 東京都中央区築地3-4-2	03-5565-8080



IV-4 資本金の推移

年 月 日	増(減)資額	増(減)資後 資 本 金	摘 要	備 考
平成8年8月8日		10,000百万円	会社設立	旧 興亜火災まごころ生命保険株式会社
		10,000百万円	会社設立	旧 日本火災パートナー生命保険株式会社
平成13年4月2日	10,000百万円	20,000百万円	合併増資	
平成14年3月5日	5,000百万円	15,000百万円	減 資	
平成14年3月19日	5,000百万円	20,000百万円	第 三 者 割当増資	全て、日本興亜損害保険株式会社に割当

IV-5 株式の総数

(平成18年3月31日現在)

発行する株式の総数	1600千株
発行済株式の総数	500千株
当期末株主数	1名

IV-6 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

(平成18年3月31日現在)

発行済株式	種 類	発行数	内 容
	普 通	500千株	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式

(2) 大株主

(平成18年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
日本興亜損害 保険株式会社	500千株	100%	— 千株	— %

IV-7 主要株主の状況

(平成18年3月31日現在)

名 称	主たる営業所又は 事業所の所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める 所有株式等の割合
日本興亜損害 保険株式会社	東京都千代田区 霞ヶ関3-7-3	91,249百万円	損害保険業	昭和19年10月1日	100%

IV-8 取締役及び監査役

(平成18年7月1日現在)

役職名	氏名	略歴
取締役社長 (代表取締役)	こまつ としゆき 小松敏行 (昭和16年8月9日生)	昭和40年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成14年6月 日本興亜損害保険株式会社代表取締役副社長執行役員 同15年9月 当社取締役社長(現職)
専務取締役 (代表取締役)	うえまつ さとし 植松聡 (昭和21年10月31日生)	昭和44年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成16年3月 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員関越本部長 同17年6月 当社専務取締役(現職)
常務取締役	しんむら やすみ 新村安美 (昭和26年1月5日生)	昭和49年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成14年4月 日本興亜損害保険株式会社埼玉支店長 同17年6月 当社常務取締役(現職)
常務取締役	つちだ いさお 土田勲 (昭和27年1月9日生)	昭和49年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成17年4月 日本興亜損害保険株式会社執行役員千葉支店長 同18年4月 当社常務取締役(現職)
常務取締役	たよし かずよし 田吉和義 (昭和22年9月25日生)	昭和47年4月 興亜火災海上保険株式会社入社 平成18年4月 日本興亜損害保険株式会社取締役執行役員 同18年6月 当社常務取締役(現職)
取締役	いかわ じろう 井川二郎 (昭和30年1月5日生)	昭和52年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成13年4月 日本興亜損害保険株式会社長野支店長 同15年9月 当社取締役 同16年4月 当社取締役業務管理部長(現職)
取締役	おおの たかよし 大野隆由 (昭和28年9月9日生)	昭和52年4月 興亜火災海上保険株式会社入社 平成15年4月 日本興亜損害保険株式会社投融資部長 同年9月 当社取締役経営企画部長(現職)
取締役	しのはら かずひさ 篠原一久 (昭和26年7月25日生)	昭和51年4月 興亜火災海上保険株式会社入社 平成14年4月 日本興亜損害保険株式会社情報システム部長 同16年4月 当社取締役システム部長(現職)
常勤監査役	しが ひさのり 志賀久徳 (昭和22年7月2日生)	昭和46年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成14年6月 日本興亜損害保険株式会社執行役員本店営業第二部長 同16年6月 当社常勤監査役(現職)
監査役 (社外監査役)	うちだ くにお 内田邦夫 (昭和23年4月25日生)	昭和47年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成16年4月 日本興亜損害保険株式会社 理事社長室グループ事業室長 同16年6月 日本興亜キャリアスタッフ株式会社 出向 同17年6月 当社監査役(現職)
監査役 (社外監査役)	なかむら のりあき 中村則章 (昭和24年9月15日生)	昭和49年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成16年4月 日本興亜損害保険株式会社理事業務監査部長 同17年10月 そんぼ24損害保険株式会社監査役(現職) 同18年6月 当社監査役(現職)

IV-9 従業員の在籍・採用状況

区 分	平成16年度末 在籍数	平成17年度末 在籍数	平成16年度末 採用数	平成17年度末 採用数	平成17年度末		
					平均年齢	平均勤続年数	
内 勤 職 員	249名	278名	52名	72名	40.0歳	3.1年	
男 女 別	(男 子)	159	189	35	56	45.1	3.0
	(女 子)	90	89	17	16	29.1	3.4
職 種 別	(総 合 職)	160	193	35	59	45.0	3.0
	(一 般 職)	89	85	17	13	28.6	3.5
営 業 職 員	—	—	—	—	—	—	
男 女 別	(男 子)	—	—	—	—	—	—
	(女 子)	—	—	—	—	—	—

IV-10 平均給与（内勤職員）

（単位：千円）

区 分	平成17年3月	平成18年3月
内勤職員	503	513

（注）平均給与月額は平成17年3月中及び平成18年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

IV-11 平均給与（営業職員）

該当ありません。

V. 保険会社の主要な業務の内容

V-1 主要な業務の内容

当社は、日本興亜損害保険株式会社の全額出資の会社であり、日本興亜保険グループの生命保険部門としてお客様への総合保険サービスを提供するための一翼を担っています。

(1) 保険契約の引受

日本興亜損保の代理店約37,000店のうち、生命保険代理店として登録された約7,600店を中心とした販売チャネルにより、生損保総合販売を通じてお客様のニーズにあった、総合的にリスクをカバーする保険商品の提供に努めています。

また、これら代理店に対しては、お客様の多様なニーズにお応えするコンサルティング力を高めるために、販売実践型の研修を継続的に実施しています。

アンダーライティング面では、健全性を確保するべく適正な危険選択を重視した業務運営を指向しています。一方で、お客様へのサービス内容の充実に努め、お客様から一層高い信頼が得られるよう社内体制の強化を図っています。

(2) 資産運用

お客様からお預かりした保険料を安定的かつ確実に運用するため、安全性を重視した上で長期にわたり安定的な運用収益を確保するべく、公社債を中心とした運用を行っています。

また、運用にあたっては、流動性を確保しつつ、信用リスクを吟味した上で各資産・銘柄の利回りを比較しながら、より有利な資産配分を行うことで、運用収益の拡大を図っています。

(3) 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

当該業務は行なっておりません。

なお、当社は日本興亜損害保険株式会社に対して生命保険業務に係る業務の代理または事務の代行を委託しています。

V-2 経営方針

当社は、日本興亜保険グループの企業理念と行動指針に従い、会社経営を行ってまいります。

◇企業理念

日本興亜保険グループは、自主独立の精神と自由闊達な社風のもと時代を動かす新しい発想とたゆまぬ努力で豊かで健全な社会の発展に貢献します。

◇行動指針

- ①すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えます。
- ②企業価値の向上と情報開示に努め、株主の皆様の期待に応えます。
- ③高い企業倫理に基づき、誠実かつ公正で環境にやさしい企業活動を展開します。
- ④自由に意見を表明し、それを具現化する活力溢れる企業風土を築きます。
- ⑤代理店とともに、お客様に最高の安心と満足を提供します。

VI. 直近事業年度における事業の概況

VI-1 直近事業年度における事業の概況

平成17年度の生命保険業界におきましては、個人年金保険や第三分野商品の販売が好調でしたが、保有契約高の減少に歯止めがかかりませんでした。また、景気回復と企業収益の底堅さが確認される下で、株価が回復するとともに、長期金利が上昇するなど資産運用環境は大きく変化しました。

このような情勢のもとで、当社は中期経営2カ年計画「**from ZERO**」の最終年度として、高収益体質の構築に引き続き取り組みました。

商品面では、世帯主向けに大型保障を提供する「あいらぶ家族」シリーズを重点商品として拡販に努めました。11月には重点商品の新収入保障保険や終身保険など第一分野商品に付加する新商品として「新災害疾病特約」を発売いたしました。12月には金融機関窓販向け商品として「5年ごと利差配当付一時払終身保険」を発売するなど、お客様ニーズに対応した商品開発を行い、契約者数の増加に努めました。

また、販売体制面では業務委託先の日本興亜損害保険の営業課支社に配置された生保リーダーと連携し、代理店指導・育成を推進いたしました。

このように事業活動を展開いたしました結果、当年度の新契約高は個人保険7,050億円、個人年金保険217億円、団体保険457億円となりました。これにより当年度末の保有契約高は、前年度末の3兆7,810億円から3,500億円増加し、4兆1,310億円となりました。

また、収支の状況につきましては、保険料等収入76,748百万円、資産運用収益4,914百万円等から、保険金等支払金23,483百万円、責任準備金等繰入額43,544百万円、事業費13,497百万円等を控除した結果、経常利益は1,104百万円となりました。さらに、契約者配当準備金繰入額等を加減算した結果、当期純利益は63百万円となりました。

資産運用につきましては、生保の負債特性及び厳しい運用環境を踏まえ、ALMの観点から、金利リスク・信用リスクを極力抑えることを基本とし、国債や高格付社債など円建て公社債を中心とした運用を行ないました。その結果、当年度末の総資産は2,912億円、運用資産は2,840億円となりました。

責任準備金残高につきましては、契約高の増加に伴い前年度末の1,937億円から428億円増加し2,365億円となりました。

以上のとおり当社の業容はほぼ順調に推移しています。

平成18年度につきましては、当社は日本興亜保険グループのコア事業の一つである生保事業を拡大・発展させるべく、新中期経営計画『**KAKUSHIN** (革新・核心・確信)』の初年度として、営業推進体制の強化ならびに販売網の拡充による保有契約高の拡大を最重要課題として取り組み、安定的な高収益基盤の確立を目指してまいります。

同時に、個人情報保護の推進、適切な保険金等の支払管理態勢の強化及びコンプライアンスの徹底を最優先に取り組み、リスク管理の強化及び経営管理強化・CSRの推進とも合わせて、健全な事業運営の維持・発展に努め、お客様からの信頼確保と企業品質の向上を目指して総力を挙げて取り組んでまいります。

VI-2 契約者懇談会開催の概況

現在のところ契約者懇談会は開催していませんが、お客様からのご相談やお申し出にお応えできるように本所に「お客様サービスセンター」を設置しています。

今後ともお客様から頂いたご意見・ご要望をふまえて、より一層のサービス充実に努めてまいります。

VI-3 相談（照会・苦情）の件数

p.20 お客様満足度の向上に向けた取組みをご参照下さい。

VI-4 契約者に対する情報提供の実態

お客様に対する情報提供が一層重要となってまいりました。こうした情勢のもと、当社は経営内容に関する情報としてディスクロージャー資料である「日本興亜生命の現状」の内容の充実を図っていきます。

また、ホームページを開設し、会社概要・支店網・商品等のご案内をしています。ホームページアドレスは、<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>です。

VI-5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

ご契約の際には、その商品の仕組みや内容を、デメリットとなる情報も含めてお客様に十分ご理解いただくために、当社では以下のような方法で商品に対する情報とデメリット情報を明示しています。

(1) 「保険種類のご案内」

お客様のニーズに最も適したプランを選択していただくために、当社の商品を一括して記載した「保険種類のご案内」を作成しております。

この「保険種類のご案内」では、商品の仕組みと特長のほか、デメリット情報（免責事由、告知義務違反による契約の解除など）やクーリングオフについても記載しています。

(2) 契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり・約款

ご契約の前に、「契約概要」、「注意喚起情報」についてご確認をいただき、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」をお渡しして重要事項をご説明するよう徹底しています。

このうち、「契約概要」には商品に関する情報を中心に、「注意喚起情報」にはデメリット情報（免責事由、告知義務違反による契約の解除など）を中心に、また「ご契約のしおり」部分には、商品に関する情報やデメリット情報、クーリングオフ等についても分かりやすく説明しています。

(3) パンフレット

商品の内容についてご理解いただくために、商品の仕組みと特長について分かりやすく説明しています。

VI-6 代理店教育・研修の概略

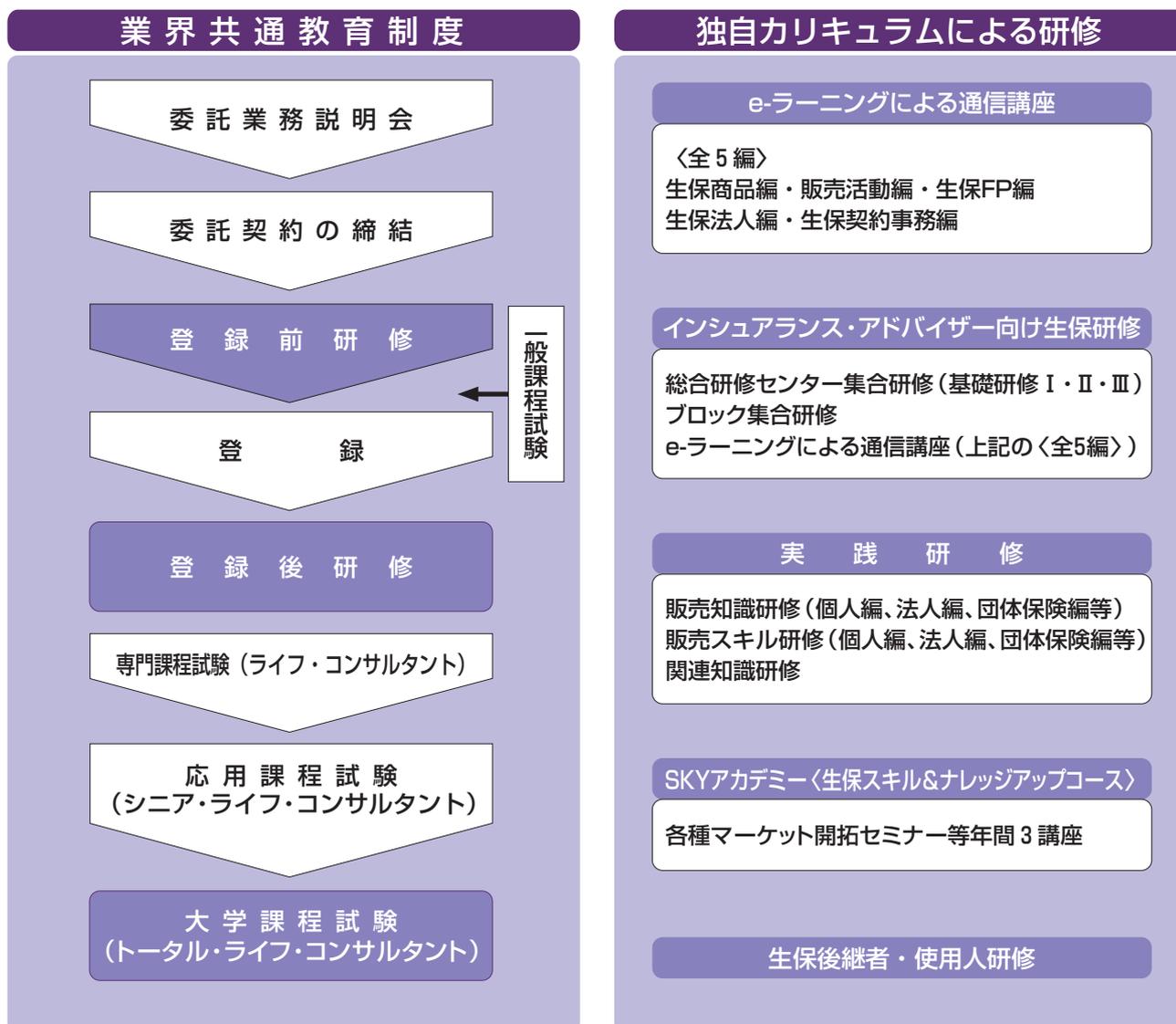
(1) お客様の良きアドバイザーを目指して

お客様のライフプランや企業経営のニーズに最適な保険設計をするためには、十分な商品知識のほかに、商品設計力や企画立案能力が必要になります。

当社では、お客様の良きアドバイザーとして生命保険のプロの育成を目指し、業界共通資格のランクアップによる周辺知識を含めた生保知識の充実を図ると同時に、当社独自の研修制度の運営を行っています。

具体的には、e-ラーニングによる「通信講座」をはじめ、「SKYアカデミー・レベルアップセミナー」、ビデオカメラを活用した受講者参加型の「ロールプレイング実践研修」など、多彩な教育体系のもとで、代理店教育及び研修を実施しています。

(2) 教育体系図



VI-7 新規開発商品の状況

平成8年10月に生損保相互参入により各々の旧会社が営業を開始して以来、

- ・ 万一のときのご遺族の方々の生活資金のご準備
- ・ 老後の生活資金のご準備
- ・ お子さまの教育、ご結婚資金のご準備
- ・ 病気・ケガなどに備える資金のご準備

などのおひとりおひとりの将来の生活設計に役立てていただけるよう、お客様の目的に応じた保険商品を準備し提供してまいりました。

平成17年度には以下の商品を新たに開発し、販売を開始いたしました。

◆「新医療特約」（新災害入院特約、新疾病入院特約、新災害退院後療養特約、新疾病退院後療養特約、新成人病保障特約、新女性医療特約）（平成17年11月発売）



病気やケガでの入院や所定の手術をされたときなどに、各種給付金をお支払いします。特約保険料払込期間中の解約返戻金は無く、また、特約保険料払込期間満了後の解約返戻金は、通常の方法で計算した解約返戻金の30%となりますが、そのぶん低廉な保険料で、病気・ケガなどの場合に必要な保障を準備することができます。

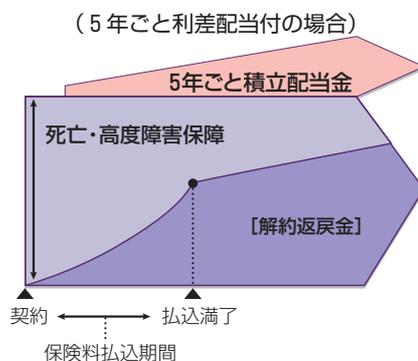
新災害入院特約、新疾病入院特約、新成人病保障特約および新女性医療特約では、1日目の入院から入院給付金をお支払いするとともに、入院日数が4日未満の場合でも4日分の入院給付金をお支払いします。

これらの特約は、終身保険、定期保険、新収入保障保険などに、新たにご加入されるときだけでなく、既にご加入いただいている場合にも追加し、保障の充実を図ることができます。

VI-8 保険商品一覧

(1) 個人向け商品 [主契約]

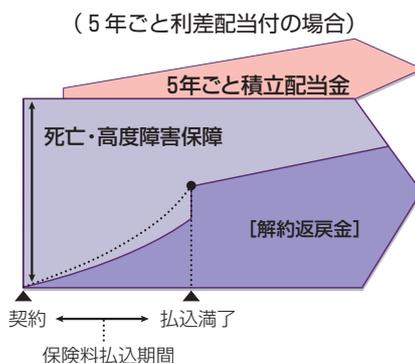
◆終身保険（5年ごと利差配当付終身保険・終身保険 [無配当]）



仕組図

- 一生涯にわたって保障が続きます。
- 保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。
- 各種の特約を付加することにより、ライフプランに合った保険設計が可能です。
- 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行・介護保障移行を選択することができます。
- 当社の終身保険には、責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金を支払う5年ごと利差配当付と無配当の2種類があります。

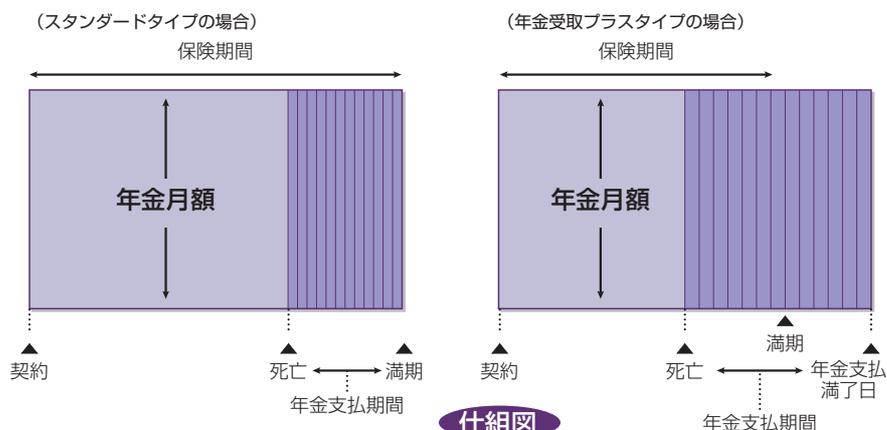
◆なっ得終身（5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険・低解約返戻金型終身保険 [無配当]）



仕組図

- 一生涯にわたって保障が続きます。
- 低解約返戻金期間中の解約返戻金は、終身保険の解約返戻金の70%になっているため、そのぶん保険料は割安です。
- 低解約返戻金期間後の解約返戻金は、終身保険の解約返戻金と同額になるため、長期にわたってご契約を継続する場合は終身保険より有利となります。
- 保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。
- 各種の特約を付加することにより、ライフプランに合った保険設計が可能です。
- 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行・介護保障移行を選択することができます。
- 当社の低解約返戻金型終身保険には、責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金を支払う5年ごと利差配当付と無配当の2種類があります。

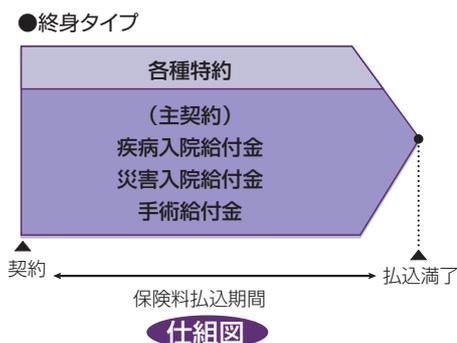
◆新収入保障保険（無解約返戻金型収入保障保険 無配当）



- 万一の際、ご家族に生活保障資金をお支払いします。
- 保険金は年金として毎月お支払いしますので、残されたご家族は保険期間満了（スタンダードタイプ）または年金支払期間満了（年金受取プラスタイプ）までの間、確実な収入が保障されます。
- ご契約の年金月額が当社の所定の基準以上の場合、保険料は高額割引が適用され、保険料が割安になります。
- 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。
- 保険料払込免除特約を付加することにより、3大成人病、要介護状態または所定の身体障害状態に該当したときに、以後の保険料払込みが不要となります。
- 区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安になります。

◆終身医療1・2・3（医療保険 無配当）

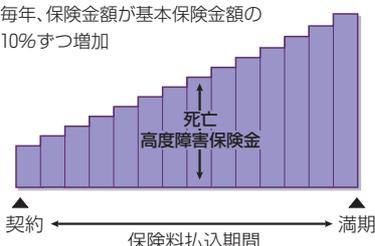
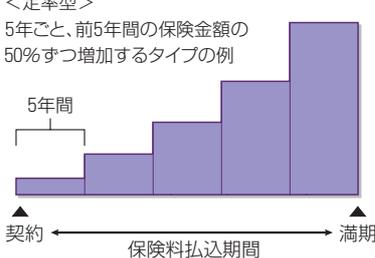
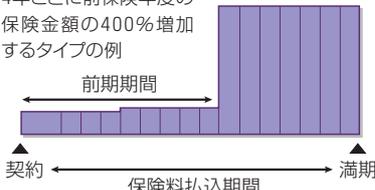
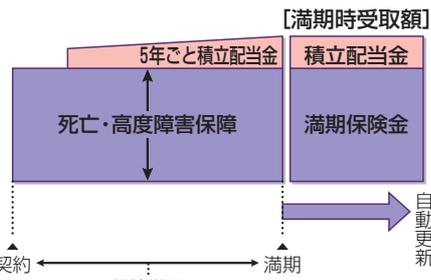
無事故給付金特約付終身医療保険（医療保険 無配当）



- 病気・ケガによる入院をされたとき、あるいは所定の手術をされたときに給付金をお支払いします。
- 2日以上継続して入院されたとき、1日目から給付金をお支払いします。
- 1入院の支払限度は、60日、120日または1,095日のいずれかから選択できます。通算の支払限度は1,095日です。
- 「解約返戻金に関する特則」を付加し、解約返戻金をなくすことで保険料を割安にすることができます。
- 各種特約により、保障をさらに充実させることができます。
- 被保険者の型の選択により、ご家族の保障も同時に準備することができます。
- 無事故給付金特約を付加することにより、無事故の場合には無事故給付金（健康ボーナス）を5年ごとまたは10年ごとに受け取ることができます。

その他の個人向け商品（主契約）一覧

販売名称	特長	仕組図
<p>積立型終身保険 （5年ごと利差配当付積立型終身保険・積立型終身保険無配当）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安心できる老後の保障を確保できます。 保険料払込期間中は死亡保障は低くなりますが、そのぶん割安な保険料で一生保障します。 保険料払込期間中の保障内容が違うA型・B型より選べます。 A型…契約時より基本保険金額と同額の災害による死亡保障が得られます。 B型…保険料払込期間中は災害による死亡保障も低くなりますが、A型に比べて保険料が割安です。 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行・介護保障移行を選択することができます。 当社の積立型終身保険には、責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金を支払う5年ごと利差配当付と無配当の2種類があります。 	<p>（5年ごと利差配当付の場合）</p>
<p>誰でも終身 （健康祝金付低解約返戻金型終身保険無選択型） 無配当</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満50歳～80歳までの方なら、健康状態にかかわらずご契約いただけ、一生涯の保障を確保できます。 ご契約から5年ごとに基本保険金額の10%の健康祝金を、一生涯にわたってお支払いします。 不慮の事故または所定の感染症によって死亡された場合は、基本保険金額の4倍の災害死亡保険金をお支払いします。 ご契約から2年以内に死亡された場合は、既払込保険料相当額の死亡給付金を、2年経過後に死亡された場合には、経過期間に応じた金額の死亡保険金をお支払いします。 	
<p>定期保険 無配当</p>	<ul style="list-style-type: none"> 無配当で満期保険金のない掛け捨ての保険であるため、割安な保険料で大きな保障が得られます。 保証金額が2,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。 区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安になります。 	

販売名称	特長	仕組図
<p>通増定期保険</p> <p>無配当</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定められた期間ごとに保障金額が増えますので、将来重くなる責任に応えられる、保障優先の保険です。 保障が増えても保険料は変わりません。 契約の型は定額型、定率型および中途改変定率型があり、計16種類の通増パターンから選択することができます。 保険期間を通算した平均保険金額が2,000万円以上となる基本保険金額の場合、保険料の高額割引制度が適用され、保険料が割安になります。 	<p><定額型> 毎年、保険金額が基本保険金額の10%ずつ増加</p>  <p><定率型> 5年ごと、前5年間の保険金額の50%ずつ増加するタイプの例</p>  <p><中途改変定率型> 前期期間10年間は5年ごと、前5年間の保険金額の0.1%ずつ増加し、前期期間満了後は4年ごとに前保険年度の保険金額の400%増加するタイプの例</p> 
<p>養老保険 (5年ごと 利差配当付 養老保険・ 養老保険 無配当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保障と資金の準備をかねそなえた保険です。 満期のときも死亡（高度障害）のときも同額の保険金をお支払いします。 保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。 当社の養老保険には、責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金を支払う5年ごと利差配当付と無配当の2種類があります。 	<p>(5年ごと利差配当付の場合)</p> 

販売名称	特長	仕組図
<p>5年ごと 利差配当付 個人年金保険 (確定年金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 老後の生活の安定を確保する保険です。 年金開始日前の死亡保障をおさえることにより、年金額が多くなるように設計されています。 年金の支払期間は、5年、10年、15年から選択することができます。 年金の型は定額型です。 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は、所定の死亡給付金をお支払いします。 年金支払期間中の年金は一括受取りもできます。 個人年金保険料控除を受けることができます。(個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です)。 	<p>(10年確定年金の場合)</p>
<p>5年ごと 利差配当付 個人年金保険 (終身年金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 老後の生活の安定を確保する保険です。 年金開始日前の死亡保障をおさえることにより、年金額が多くなるように設計されています。 10年保証期間付終身年金(定額型)と10年保証期間付終身年金(5%単利増額型)の2種類があります。 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は、所定の死亡給付金をお支払いします。 保証期間中の年金は一括受取りもできます。 個人年金保険料控除を受けることができます。(個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です)。 	<p>(10年保証期間付終身年金の場合) (定額型)</p>
<p>5年ごと 利差配当付 こども保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> お子さまの教育資金などの準備に適した保険です。 被保険者(お子さま)が所定の年齢になられたとき祝金をお支払いします。 契約者が死亡、または所定の高度障害状態となった場合、養育年金(基準祝金の50%相当額)を保険期間満了まで毎年お支払いします。この場合、その後の保険料払込は免除されます。 被保険者が災害や特定感染症により死亡した場合は災害死亡保険金、特定感染症以外の病気で死亡したときは死亡給付金をお支払いします。 保険料払込期間終了後(被保険者年齢18歳まで)も、保険期間が満了(22歳)するまでは、養育年金、死亡給付金、災害死亡保険金の保障が継続します。 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合、契約者配当金をお支払いします。 こども医療特約を付加することにより、お子さまのケガや病気で入院や手術に備えることが可能です。 	<p>(0歳加入の場合)</p>
<p>がん保険 無配当</p>	<ul style="list-style-type: none"> がんによる入院をされたとき、あるいはがんを原因とする所定の手術をされたときに給付金をお支払いします。 1入院についての支払限度はありません。 「解約返戻金に関する特則」を付加し、解約返戻金をなくすことで保険料を割安にすることができます。 各種特約により、保障をさらに充実させることができます。 被保険者の型の選択により、ご家族の保障も同時に準備することができます。 	<p>●終身タイプ</p>

(2) 個人向け商品 [特約]

特約名	お支払いする場合	お支払いする保険金
平準定期保険特約	特約保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金
	特約保険期間中に高度障害状態になったとき	特約高度障害保険金
逓減定期保険特約	特約保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金 (注 1)
	特約保険期間中に高度障害状態になったとき	特約高度障害保険金 (注 1)
特定疾病保障定期保険特約	特約保険期間中に、がん・急性心筋梗塞・脳卒中にかかったとき	特約特定疾病保険金
	特約保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金
	特約保険期間中に高度障害状態になったとき	特約高度障害保険金
配偶者定期保険特約	配偶者が死亡し、または高度障害状態になったとき	特約死亡保険金 (特約高度障害保険金)
子ども定期保険特約	お子様が死亡し、または高度障害状態になったとき	特約死亡保険金 (特約高度障害保険金)
新災害割増特約	災害により180日以内に死亡したとき	災害死亡保険金
	災害により180日以内に所定の高度障害状態になったとき	災害高度障害保険金
新傷害特約 (注2)	災害により180日以内に死亡したとき	災害死亡保険金
	災害により180日以内に所定の身体障害状態になったとき	障害給付金 (災害死亡保険金額の10~100%)
新災害入院特約 (注2)	災害により180日以内に入院したとき	入院給付金 (注3・4)
新疾病入院特約 (注2)	疾病により入院したとき	入院給付金 (注3・4)
	疾病または災害により所定の手術を受けたとき	手術給付金 (入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)
新災害退院後療養特約 (注2)	新災害入院特約の入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院をした後、生存して退院したとき	災害療養給付金 (基本災害療養給付金額の10倍)
新疾病退院後療養特約 (注2)	新疾病入院特約の入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院をした後、生存して退院したとき	疾病療養給付金 (基本疾病療養給付金額の10倍)
新成人病保障特約	成人病により入院したとき	入院給付金 (注3・4)
新女性医療特約	特定疾病により入院したとき	入院給付金 (注3・4)
子ども医療特約	災害により180日以内に入院を開始し、継続して5日以上入院したとき	災害入院給付金 (注5・6)
	疾病により継続して5日以上入院したとき	疾病入院給付金 (注5・6)
	疾病または災害により所定の手術を受けたとき	手術給付金 (入院給付金日額の10倍、20倍、40倍)
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されたとき	特定状態保険金 (注7)

- (注1) お支払いする保険金は、毎年逓減します。
(注2) 被保険者の範囲は「本人型」・「本人・配偶者・子型」・「本人・配偶者型」・「本人・子型」から選択可能です。
(注3) 入院給付金は、入院日数が4日未満の場合には、4日分をお支払いします。
(注4) 1入院についての支払限度は、型に応じて120日、360日または1,095日のいずれかとなります。通算限度は1,095日です。
(注5) 入院給付金は、入院開始日からその日を含めて5日目からお支払いします。(入院開始日以後4日間はお支払いの対象になりません。)
(注6) 1入院についての支払限度は120日、通算限度は730日です。
(注7) 指定保険金額は死亡保険金額の範囲内で3,000万円を上限とします。

特約名	内 容
区分料率適用特約	「喫煙状況」または「血圧・体格 (BMI*)」が所定の基準を満たした場合かつ、当社の定める保険契約の引受基準に適合した場合には、従来より割安な保険料率を適用できます。この区分料率適用特約は3区分の料率体系 (①非喫煙者優良体料率②非喫煙者標準体料率③喫煙者優良体料率) を持ち、定期保険、無解約返戻金型収入保障保険、平準定期保険特約、逓減定期保険特約に付加することができます。 ※ BMI (ボディ・マス・インデックス) BMIは身長と体重のバランスを判定する指数として広く使われており、つぎの算式で計算されます。 $BMI = \text{体重 (キログラム)} \div \{ \text{身長 (メートル)} \}^2$
保険料払込免除特約	以下のいずれかの事由に該当したとき、その後の保険料の払込を免除します。 ・ 3大成人病により所定の状態に該当したとき ・ 傷害または疾病により所定の要介護状態に該当したとき ・ 傷害または疾病により所定の身体障害状態に該当したとき この特約は、無解約返戻金型収入保障保険に付加することができます。

[医療保険・がん保険用の特約]

特約名	お支払いする場合	お支払いする保険金
終身保険特約 (医療保険・がん保険)	被保険者が死亡したとき	特約死亡保険金
	被保険者が高度障害状態になったとき	特約高度障害保険金
定期保険特約 (医療保険・がん保険)	特約保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金
	特約保険期間中に高度障害状態になったとき	特約高度障害保険金
がん死亡・高度障害終身保障特約	被保険者ががんにより死亡したとき	特約がん死亡保険金
	被保険者ががんにより高度障害状態になったとき	特約がん高度障害保険金
退院後療養特約(医療保険)	主契約の入院給付金をお支払いする入院をした場合で、入院日数が継続して20日以上入院後、生存して退院したとき	退院療養給付金 (基本退院療養給付金額の10倍)
成人病保障特約(医療保険)	成人病により継続して2日以上入院したとき	入院給付金
女性医療特約(医療保険)	特定疾病により継続して2日以上入院したとき	入院給付金
特定疾病診断給付金特約 (医療保険)	特約保険期間中に、がん・急性心筋梗塞・脳卒中にかかったとき	特定疾病診断給付金
無事故給付金特約(医療保険)	特約保険期間満了時に生存し、特約保険期間中に入院給付金または手術給付金支払われなかったとき	無事故給付金
がん退院後療養特約	がんにより継続して20日以上入院後、生存して退院したとき	がん退院療養給付金 (基本がん退院療養給付金額の10倍)
がん診断給付金特約	責任開始期以後がんと診断確定され入院を開始したとき	がん診断給付金

(3) 企業・団体向け商品

商品名	仕組と特長
総合福祉団体定期保険	<ul style="list-style-type: none"> 企業や団体等が定める弔慰金規程等に基づく、役職員・ご遺族の方への支給財源の確保ができます。 少ないご負担で保障が得られ、保険料や保険金等が税法上優遇されます。
団体定期保険	<ul style="list-style-type: none"> 企業や団体等が制度を導入し、所属員(役員・従業員等)の方の保険料負担により、在職・在任中の死亡保障を実現しようとするものです。 少ないご負担で大きな保障が得られ、保険料や保険金等が税法上優遇されます。
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> 各種信用制度を利用する債務者の死亡に対する保障をする掛け捨て保険です。 債務額の完済まで債務残高に応じて保険金額が遡減します。
医療保障保険(団体型)	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度の補完を目的とした保険です。 入院費や入院中の治療費を重点的に保障します。

VI-9 情報システムに関する状況

情報システムにつきましては、生命保険会社に必要なシステムを信頼性・品質の高いものとして効率よく運営することを目標に掲げ取り組むとともに、コンピュータ専用センターの大型汎用コンピュータを使用し、正確かつ安全に運用しています。また、全国の拠点にオンライン端末を設置し、事務処理の迅速化・正確化を図っています。ホストコンピュータ機器の増強についても適宜実施しています。さらに、システムリスク管理対応および個人情報保護対応への取り組みも万全を期しております。

平成17年度は、新商品対応(新災害疾病特約)や平成16年度に全国展開した新代理店システムNKL-Arm(エヌケーエルアーム)の改善・推進を中心に、生保機能の充実を図りました。

VI-10 公共福祉活動(社会貢献活動)

p.20 Ⅲ-3 社会貢献活動をご参照下さい。

VII. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経 常 収 益	47,073	56,957	69,216	76,550	82,333
経 常 利 益	133	2,818	1,263	896	1,104
基 礎 利 益	1,625	3,912	1,461	84	1,479
当 期 純 利 益	△ 4,040	1,340	25	189	63
資 本 金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
(発行済株式の総数)	(500千株)	(500千株)	(500千株)	(500千株)	(500千株)
総 資 産	116,672	150,786	187,534	228,698	291,286
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	86,467	113,899	152,104	193,774	236,578
貸 付 金 残 高	2,216	3,458	4,584	5,733	7,203
有 価 証 券 残 高	99,040	125,503	154,097	182,894	236,492
ソルベンシー・マージン比率	1,949.4%	2,743.1%	2,679.2%	2,970.8%	2,800.4%
従 業 員 数	186名	191名	230名	249名	278名
保 有 契 約 高	2,544,145	2,910,745	3,451,709	3,781,051	4,131,057
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

- (注) 1. 保有契約高は、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
 なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計を算入しています。
2. 保険業法施行規則の改正により、従来の「当期利益」は、平成15年度から「当期純利益」として表示しています。

Ⅳ. 財産の状況

Ⅳ-1 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成16年度 (平成17年3月31日現在)		平成17年度 (平成18年3月31日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)			%		%
現 金 及 び 預 貯 金		8,655	3.8	8,970	3.1
現 金		0		0	
預 貯 金		8,655		8,970	
金 銭 の 信 託		24,810	10.8	31,350	10.7
有 価 証 券		182,894	80.0	236,492	81.2
国 債		117,255		168,278	
地 方 債		7,885		14,173	
社 債		46,812		40,708	
株 式		8,901		12,258	
外 国 証 券		2,040		1,072	
貸 付 金		5,733	2.5	7,203	2.5
保 険 約 款 貸 付		5,733		7,203	
不 動 産 及 び 動 産		98	0.0	123	0.0
建 物		—		6	
動 産		98		116	
代 理 店 貸		39	0.0	20	0.0
再 保 険 貸		135	0.1	178	0.1
そ の 他 資 産		6,333	2.8	6,947	2.4
未 収 金		5,375		5,748	
前 払 費 用		8		6	
未 収 収 益		927		1,131	
預 託 金		8		37	
仮 払 金		6		21	
ソ フ ト ウ ェ ア		4		—	
そ の 他 の 資 産		1		1	
貸 倒 引 当 金		△ 2	△ 0.0	△ 0	△ 0.0
資 産 の 部 合 計		228,698	100.0	291,286	100.0

(単位：百万円)

年 度 科 目	平成16年度 (平成17年3月31日現在)		平成17年度 (平成18年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)		%		%
保 険 契 約 準 備 金	196,677	86.0	240,378	82.5
支 払 備 金	1,868		2,608	
責 任 準 備 金	193,774		236,578	
契 約 者 配 当 準 備 金	1,034		1,191	
代 理 店 借	536	0.3	535	0.2
再 保 険 借	81	0.0	118	0.0
そ の 他 負 債	1,428	0.6	20,801	7.2
債券貸借取引受入担保金	—		19,461	
未 払 法 人 税 等	458		54	
未 払 金	0		3	
未 払 費 用	660		980	
預 り 金	10		16	
仮 受 金	298		284	
退 職 給 付 引 当 金	73	0.0	96	0.0
価 格 変 動 準 備 金	204	0.1	260	0.1
繰 延 税 金 負 債	1,694	0.8	1,243	0.4
負債の部合計	200,696	87.8	263,435	90.4
(資本の部)				
資 本 金	20,000	8.7	20,000	6.9
利 益 剰 余 金	1,555	0.7	1,618	0.6
当 期 未 処 分 利 益 (当 期 純 利 益)	1,555 (189)		1,618 (63)	
株 式 等 評 価 差 額 金	6,447	2.8	6,231	2.1
資本の部合計	28,002	12.2	27,850	9.6
負債及び資本の部合計	228,698	100.0	291,286	100.0

貸借対照表の注記事項

平成16年度 (平成17年3月31日現在)	平成17年度 (平成18年3月31日現在)
<p>1. 有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>(2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>2. 不動産の減価償却の方法は定率法によっております。</p> <p>3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り計上しております。</p> <p>すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、関係部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当期末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>上記のほか、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額21百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>7. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式による計算額のほか、9,600百万円を計上しております。</p> <p>8. その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	<p>1. 有価証券(金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>(2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(3) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>2. 不動産及び動産の減価償却の方法は定率法によっております。</p> <p>3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り計上しております。</p> <p>すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、関係部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。</p> <p>4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当期末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>上記のほか、平成17年6月に廃止した役員退職慰労金制度に基づく制度廃止時点までの役員の退職慰労金要支給相当額20百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>7. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式による計算額のほか、13,150百万円を計上しております。</p> <p>8. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>9. 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成14年8月9日企業会計審議会))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日企業会計基準委員会)に基づき、当期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。なお、この適用が当期における貸借対照表及び損益計算書に与える影響はありません。</p>

平成16年度 (平成17年3月31日現在)	平成17年度 (平成18年3月31日現在)																				
<p>9. 動産の減価償却累計額は163百万円であります。</p> <p>10. 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産の額は6,447百万円であります。</p> <p>11. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">前年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">1,192百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当年度契約者配当金支払額</td> <td style="text-align: right;">833百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">利息による増加等</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">契約者配当準備金繰入額</td> <td style="text-align: right;">675百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">1,034百万円</td> </tr> </table> <p>12. 担保に供している資産の額は有価証券397百万円であります。</p> <p>13. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は64百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は369百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>15. 繰延税金資産の総額は1,979百万円、繰延税金負債の総額は3,656百万円であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、評価性引当額として17百万円を繰延税金資産の総額から控除しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、無形固定資産1,255百万円、保険契約準備金307百万円であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金負債は、その他有価証券の評価差額に係る税効果相当額であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">当期における法定実効税率は36.2%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は△10.8%であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">その差異の主な内訳は、IT投資促進税制適用による税額控除額△54.9%、住民税均等割額11.1%、評価性引当額△9.1%、交際費等の永久に損金に算入されない項目6.9%であります。</p> <p>16. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は67百万円であります。</p> <p>17. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	前年度末現在高	1,192百万円	当年度契約者配当金支払額	833百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	675百万円	当年度末現在高	1,034百万円	<p>10. 不動産及び動産の減価償却累計額は171百万円でありませす。</p> <p>11. 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産の額は6,231百万円であります。</p> <p>12. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">前年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">1,034百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当年度契約者配当金支払額</td> <td style="text-align: right;">860百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">利息による増加等</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">契約者配当準備金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,017百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">1,191百万円</td> </tr> </table> <p>13. 担保に供している資産の額は有価証券2,325百万円であります。</p> <p>14. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は18,781百万円であります。</p> <p>15. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下、「出再責任準備金」という。)の金額は73百万円であります。</p> <p>16. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は46百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は636百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>18. 繰延税金資産の総額は2,306百万円、繰延税金負債の総額は3,535百万円であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、評価性引当額として14百万円を繰延税金資産の総額から控除しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、無形固定資産1,489百万円、保険契約準備金333百万円であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金負債は、その他有価証券の評価差額に係る税効果相当額であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">当期における法定実効税率は36.2%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は△137.6%であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">その差異の主な内訳は、IT投資促進税制適用による税額控除額△283.5%、交際費等の永久に損金に算入されない項目73.0%、住民税均等割額52.1%、評価性引当額△13.5%であります。</p> <p>19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	前年度末現在高	1,034百万円	当年度契約者配当金支払額	860百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	1,017百万円	当年度末現在高	1,191百万円
前年度末現在高	1,192百万円																				
当年度契約者配当金支払額	833百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金繰入額	675百万円																				
当年度末現在高	1,034百万円																				
前年度末現在高	1,034百万円																				
当年度契約者配当金支払額	860百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金繰入額	1,017百万円																				
当年度末現在高	1,191百万円																				

Ⅷ-2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		年 度		平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)		平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	
		金 額	百 分 比	金 額	百 分 比		
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	76,550	100.0	82,333	100.0		
	保 険 料 等 収 入	71,085		76,748			
	保 険 料	70,623		76,285			
	再 保 険 収 入	461		463			
	資 産 運 用 収 益	4,976		4,914			
	利息及び配当金等収入	3,402		4,268			
	預 貯 金 利 息	0		0			
	有価証券利息・配当金	3,227		4,051			
	貸 付 金 利 息	157		198			
	その他利息配当金	17		18			
	金銭の信託運用益	360		491			
	有価証券売却益	1,203		143			
	その他運用収益	10		10			
	そ の 他 経 常 収 益	488		670			
	年金特約取扱受入金	213		286			
	保険金据置受入金	275		377			
	その他の経常収益	0		6			
	経 常 費 用	75,654	98.8	81,229	98.7		
	保 険 金 等 支 払 金	20,252		23,483			
	保 険 金	5,820		5,998			
年 金	88		129				
給 付 金	1,864		2,137				
解 約 返 戻 金	12,001		14,709				
そ の 他 返 戻 金	103		108				
再 保 険 料	375		400				
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	42,015		43,544				
支 払 備 金 繰 入 額	345		740				
責 任 準 備 金 繰 入 額	41,670		42,803				
契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	0		0				
資 産 運 用 費 用	84		65				
支 払 利 息	0		2				
有 価 証 券 売 却 損	82		62				
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1		—				
事 業 費	12,701		13,497				
そ の 他 経 常 費 用	600		637				
保 険 金 据 置 支 払 金	234		259				
税 金	259		290				
減 価 償 却 費	58		62				
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	18		23				
そ の 他 の 経 常 費 用	29		1				
経 常 利 益	896	1.2	1,104	1.3			
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	—	—	1	0.0		
	貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—		1			
	特 別 損 失	50	0.1	61	0.1		
	不 動 産 動 産 等 処 分 損	6		5			
	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	43		55			
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	675	0.9	1,017	1.3			
税 引 前 当 期 純 利 益	170	0.2	26	0.0			
法 人 税 及 び 住 民 税	492	0.7	293	0.4			
法 人 税 等 調 整 額	△ 511	△ 0.7	△ 330	△ 0.4			
当 期 純 利 益	189	0.2	63	0.1			
前 期 繰 越 利 益	1,365		1,555				
当 期 未 処 分 利 益	1,555		1,618				

損益計算書の注記事項

平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
<p>1. 有価証券売却益は国債29百万円、社債17百万円および株式1,156百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却損は国債81百万円および社債1百万円であります。</p> <p>3. 1株当たりの当期純利益は378円68銭であります。</p> <p>4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	<p>1. 有価証券売却益は社債136百万円および外国証券7百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却損は社債62百万円であります。</p> <p>3. 支払備金繰入額の計算上、保険業法施行規則第73条第3項において準用する同令第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下、「出再支払備金」という。)として足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は23百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は5百万円あります。</p> <p>4. 1株当たりの当期純利益は88円98銭であります。 算定上の基礎である当期純利益は63百万円、普通株主に帰属しないものは役員賞与金19百万円、普通株式に係る当期純利益は44百万円、普通株式の期中平均株式数は500千株であります。</p> <p>5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>

Ⅷ-3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	170	26
減価償却費	58	62
支払備金の増加額	345	740
責任準備金の増加額	41,670	42,803
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	675	1,017
貸倒引当金の増加額	1	△ 1
退職給付引当金の増加額	18	23
その他引当金の増加額	25	19
価格変動準備金の増加額	43	55
利息及び配当金等収入	△ 3,402	△ 4,268
有価証券関係損益	△ 1,491	△ 645
支払利息	0	2
不動産動産関係損益	6	5
代理店貸の増加額	△ 12	18
再保険貸の増加額	28	△ 42
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	△ 698	△ 415
代理店借の増加額	△ 58	△ 0
再保険借の増加額	△ 18	37
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	33	295
小 計	37,396	39,735
利息及び配当金等の受取額	3,762	4,765
利息の支払額	△ 0	△ 2
契約者配当金の支払額	△ 833	△ 860
法人税等の支払額	△ 67	△ 698
営業活動によるキャッシュ・フロー	40,257	42,939
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△ 8,000	△ 7,400
有価証券の取得による支出	△ 44,910	△ 77,499
有価証券の売却・償還による収入	15,928	24,371
貸付けによる支出	△ 4,301	△ 5,269
貸付金の回収による収入	3,152	3,798
債券貸借取引受入担保金の純増加額	—	19,461
不動産及び動産の取得による支出	△ 79	△ 87
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 38,209	△ 42,624
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	2,048	315
VI 現金及び現金同等物期首残高	6,607	8,655
VII 現金及び現金同等物期末残高	8,655	8,970

キャッシュ・フロー計算書の注記事項

平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)								
<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">8,655百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">8,655百万円</td> </tr> </table> <p>2. 重要な非資金取引の内容 該当ありません。</p> <p>3. 投資活動によるキャッシュ・フローには保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	現金及び預貯金	8,655百万円	現金及び現金同等物	8,655百万円	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預貯金</td> <td style="text-align: right;">8,970百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">8,970百万円</td> </tr> </table> <p>2. 重要な非資金取引の内容 該当事項はありません。</p> <p>3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	現金及び預貯金	8,970百万円	現金及び現金同等物	8,970百万円
現金及び預貯金	8,655百万円								
現金及び現金同等物	8,655百万円								
現金及び預貯金	8,970百万円								
現金及び現金同等物	8,970百万円								

Ⅷ-4 利益処分に関する決議書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
当 期 未 処 分 利 益	1,555	1,618
利 益 処 分 額	—	23
利 益 準 備 金	—	4
役 員 賞 与 金	—	19
次 期 繰 越 利 益	1,555	1,595

(注) 役員賞与金はすべて取締役に対するものです。

Ⅷ-5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末	平成17年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危 険 債 権	—	—
要 管 理 債 権	—	—
小 計 (対合計比)	—	—
正 常 債 権	5,806	26,075
合 計	5,806	26,075

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。
5. 平成17年度末より、現金担保債券貸借取引等により貸し付けた債券等を対象に含めています。これにともない、平成16年度末に対象外としていた当該債権額はありません。

Ⅷ-6 リスク管理債権の状況

該当ありません。

Ⅷ-7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

Ⅷ-8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	平成16年度末	平成17年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	48,200	52,353
資本の部合計	21,555	21,599
価格変動準備金	204	260
危険準備金	2,913	3,370
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額×90%	9,093	8,790
土地の含み損益×85%	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	14,433	18,331
リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4}$ (B)	3,244	3,738
保険リスク相当額 R_1	2,476	2,789
予定利率リスク相当額 R_2	172	186
資産運用リスク相当額 R_3	1,784	2,146
経営管理リスク相当額 R_4	88	102
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,970.8%	2,800.4%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 「資本の部合計」は、貸借対照表の「資本の部合計」から、株式等評価差額金及び社外流出予定額を控除した額を記載しています。

〈参考〉実質資産負債差額

（単位：百万円）

項 目	平成16年度末	平成17年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	225,404	288,586
負債の部に計上されるべき金額の合計額 を基礎として計算した金額 (2)	180,677	239,211
実質資産負債差額A (1) - (2) = (3)	44,727	49,375
満期保有目的債券・責任準備金対応債券の含み損益 (4)	△ 3,294	△ 2,699
実質資産負債差額B (3) - (4)	48,021	52,075

- (注) 1. 「実質資産負債差額A」は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。
2. 「実質資産負債差額B」は、「実質資産負債差額A」から満期保有目的債券および責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したもので、上記「区分等を定める命令」第3条第3項に該当する場合の早期是正措置適用の際に使用される実質資産負債差額として参考表示しています。（保険会社向けの総合的な監督指針 II-2-2-6）

Ⅷ-9 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成16年度末				
	帳簿価額	時 価	差	損 益	
				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	102,935	99,641	△ 3,294	2,058	5,353
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
その他有価証券	94,666	104,769	10,103	10,222	118
公 社 債	64,667	69,017	4,350	4,388	37
株 式	3,399	8,901	5,501	5,501	—
外 国 証 券	1,999	2,040	40	40	—
公 社 債	1,999	2,040	40	40	—
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	24,600	24,810	210	291	80
合 計	197,601	204,410	6,809	12,280	5,471
公 社 債	167,602	168,658	1,056	6,446	5,390
株 式	3,399	8,901	5,501	5,501	—
外 国 証 券	1,999	2,040	40	40	—
公 社 債	1,999	2,040	40	40	—
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	24,600	24,810	210	291	80

(注) 1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、24,600百万円、210百万円です。

・時価のない有価証券は保有していません。

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益		
				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	131,958	129,258	△ 2,699	2,361	5,061
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
その他有価証券	126,117	135,884	9,767	11,100	1,332
公 社 債	89,618	91,202	1,584	2,223	638
株 式	3,399	12,258	8,859	8,859	—
外 国 証 券	1,100	1,072	△ 27	1	28
公 社 債	1,100	1,072	△ 27	1	28
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	32,000	31,350	△ 649	16	665
合 計	258,075	265,143	7,067	13,462	6,394
公 社 債	221,576	220,461	△ 1,114	4,585	5,700
株 式	3,399	12,258	8,859	8,859	—
外 国 証 券	1,100	1,072	△ 27	1	28
公 社 債	1,100	1,072	△ 27	1	28
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	32,000	31,350	△ 649	16	665

(注) 1. 本表には、CD(譲渡性預金)等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、32,000百万円、△ 649百万円です。

・時価のない有価証券は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末					平成17年度末				
	貸借対照 表計上額	時 価	差 損 益		貸借対照 表計上額	時 価	差 損 益			
			うち差益	うち差損			うち差益	うち差損		
金銭の信託	24,810	24,810	—	—	—	31,350	31,350	—	—	—

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末					平成17年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益		帳簿価額	時 価	差 損 益			
			うち差益	うち差損			うち差益	うち差損		
満期保有目的 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の金銭の信託	24,600	24,810	210	291	80	32,000	31,350	△ 649	16	665

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

Ⅷ-10 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	平成16年度	平成17年度
基礎利益 A	84	1,479
キャピタル収益	1,203	143
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	1,203	143
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	82	62
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	82	62
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	1,120	81
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	1,204	1,561
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	308	457
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	307	457
個別貸倒引当金繰入額	1	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△ 308	△ 457
経常利益 A+B+C	896	1,104

（注）金銭の信託運用益については、すべてインカム収益に該当する金額であるため、基礎利益に含めて記載しています。

Ⅷ-11 利源別損益

〈参考〉

（単位：百万円）

	平成16年度	平成17年度
費差損益	△1,041	△1,542
死差損益	5,789	6,074
利差損益	194	534
3利源合計	4,942	5,066

基礎利益との相違は主として、標準責準に向けての積増し額 3,550百万円（前年度は4,800百万円）です。

Ⅷ-12 会計監査人の監査の状況

計算書類等（貸借対照表、損益計算書、営業報告書のうち会計に関する部分および利益処分案ならびに附属明細書のうち会計に関する部分）については、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、中央青山監査法人の監査を受け、適法意見を得ております。

IX. 業務の状況を示す指標等

IX-1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

損益の状況につきましては、経常収益は保険料等収入767億円(対前年度比56億円増)、資産運用収益49億円(同61百万円減)、その他経常収益6億円(同1億円増)となった結果、823億円(同57億円増)となりました。

一方、経常費用は保険金等支払金234億円(同32億円増)、責任準備金等繰入額435億円(同15億円増)、資産運用費用65百万円(同19百万円減)、事業費134億円(同7億円増)、その他経常費用6億円(同37百万円増)となりました。

この結果、経常利益は1104百万円(同208百万円増)となり、特別利益1百万円(同1百万円増)、特別損失61百万円(同11百万円増)、契約者配当準備金繰入額1017百万円(同342百万円増)を加減算した結果、税引前当期純利益26百万円(同143百万円減)となりました。

さらに法人税及び住民税293百万円(同198百万円減)、法人税等調整額△330百万円を加減算した結果、当期純利益は63百万円(同125百万円減)となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円)

区 分	平成16年度末				平成17年度末			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	357	109.6%	2,698,102	108.6%	393	110.1%	3,042,971	112.8%
個人年金保険	60	123.4	216,749	122.3	61	101.3	223,507	103.1
団体保険	—	—	866,200	109.8	—	—	864,577	99.8

(注) 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、百万円)

区 分	平成16年度				平成17年度			
	件数	金額	新契約	転換による純増加	件数	金額	新契約	転換による純増加
個人保険	64	534,517	534,517	—	70	705,004	705,004	—
個人年金保険	15	53,630	53,630	—	5	21,772	21,772	—
団体保険	—	105,380	105,380	—	—	45,787	45,787	—

(注) 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末		平成17年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	43,396	106.0%	46,142	106.3%
個人年金保険	12,825	125.7	13,445	104.8
合 計	56,221	109.9	59,587	106.0
うち医療保障・生前給付保障等	8,833	108.7	9,285	105.1

新契約

(単位：百万円)

区 分	平成16年度		平成17年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
個人保険	7,383	87.9%	7,800	105.6%
個人年金保険	3,406	62.4	1,521	44.7
合 計	10,790	77.9	9,321	86.4
うち医療保障・生前給付保障等	1,551	95.6	1,371	88.4

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)です。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病診断給付等)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 契 約 高	
			平成16年度末	平成17年度末
死 亡 保 障	普 通 死 亡	個 人 保 険	2,682,263	3,025,969
		個人年金保険	—	—
		団 体 保 険	866,200	864,577
		その他共計	3,548,463	3,890,547
	災 害 死 亡	個 人 保 険	(416,225)	(421,133)
		個人年金保険	(236)	(241)
		団 体 保 険	(18,146)	(17,475)
		その他共計	(434,607)	(438,850)
	その他の条件付死亡	個 人 保 険	(1,213)	(955)
個人年金保険		(—)	(—)	
団 体 保 険		(—)	(—)	
その他共計		(1,213)	(955)	
生 存 保 障	満期・生存給付	個 人 保 険	15,838	17,002
		個人年金保険	216,143	222,620
		団 体 保 険	—	—
		その他共計	231,982	239,622
	年 金	個 人 保 険	(—)	(—)
		個人年金保険	(34,189)	(35,003)
		団 体 保 険	(0)	(0)
		その他共計	(34,189)	(35,003)
	そ の 他	個 人 保 険	—	—
個人年金保険		606	887	
団 体 保 険		0	0	
その他共計		606	887	
入 院 保 障	災 害 入 院	個 人 保 険	(833)	(867)
		個人年金保険	(2)	(2)
		団 体 保 険	(45)	(39)
		その他共計	(881)	(909)
	疾 病 入 院	個 人 保 険	(873)	(907)
		個人年金保険	(2)	(2)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		その他共計	(876)	(910)
	その他条件付入院	個 人 保 険	(1,580)	(1,635)
個人年金保険		(2)	(2)	
団 体 保 険		(—)	(—)	
その他共計		(1,582)	(1,637)	

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		平成16年度末	平成17年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	(32,333)	(33,419)
	個人年金保険	(38)	(38)
	団 体 保 険	(29,011)	(28,638)
	そ の 他 共 計	(61,382)	(62,095)
手 術 保 障	個 人 保 険	(205,821)	(212,158)
	個人年金保険	(604)	(561)
	団 体 保 険	(—)	(—)
	そ の 他 共 計	(206,425)	(212,719)

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 契 約 高	
		平成16年度末	平成17年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	602,272	651,997
	定期付終身保険	—	—
	定 期 保 険	1,433,403	1,779,050
	そ の 他 共 計	2,642,102	2,985,267
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	35,344	36,443
	こども保険	15,838	17,002
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金定期保険 そ の 他 共 計	1,175 55,999	1,101 57,704
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	216,749	223,507
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	211,715	211,847
	傷 害 特 約	152,241	155,155
	災 害 入 院 特 約	591	573
	疾 病 入 院 特 約	631	613
	成 人 病 保 障 特 約	114	122
	その他の条件付入院特約	95	103

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

3. 成人病保障特約には成人病入院特約を含みます。

(6) 異動状況の推移

① 個人保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成16年度		平成17年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	326,017	2,485,541	357,278	2,698,102
新 契 約	64,655	534,517	70,681	705,004
更 新	826	5,864	694	5,046
復 活	3,500	31,365	3,907	34,101
保 険 金 額 の 増 加	—	—	—	—
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
その他の異動による増加	—	540	—	5,944
死 亡	787	4,836	851	5,101
満 期	1,244	7,796	1,003	7,162
保 険 金 額 の 減 少	—	13,574	—	10,252
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	26,033	228,405	27,286	264,490
失 効	9,415	77,022	9,984	84,195
その他の異動による減少	241	28,093	172	34,023
月 末 現 在	357,278	2,698,102	393,264	3,042,971
(増 加 率)	(9.6%)	(8.6%)	(10.1%)	(12.8%)
純 増 加	31,261	212,560	35,986	344,869
(増 加 率)	(17.4%)	(58.8%)	(15.1%)	(62.2%)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

② 個人年金保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成16年度		平成17年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	49,304	177,188	60,843	216,749
新 契 約	15,211	53,630	5,269	21,772
復 活	54	220	29	106
金 額 の 増 加	—	—	—	—
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
その他の異動による増加	60	395	59	1,536
死 亡	75	259	98	352
支 払 満 了	—	—	20	497
金 額 の 減 少	—	745	—	265
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	3,281	12,024	4,215	14,191
失 効	369	1,342	224	837
その他の異動による減少	61	313	33	512
月 末 現 在	60,843	216,749	61,610	223,507
(増 加 率)	(23.4%)	(22.3%)	(1.3%)	(3.1%)
純 増 加	11,539	39,561	767	6,758
(増 加 率)	(△ 50.3%)	(△ 47.9%)	(△ 93.4%)	(△ 82.9%)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

③ 団体保険

(単位：件、百万円)

区 分	平成16年度		平成17年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	8,183,823	788,979	8,014,477	866,200
新 契 約	216,021	105,380	76,254	45,787
更 新	7,996,146	794,362	7,558,519	865,045
中 途 加 入	531,064	146,038	417,300	136,803
保 険 金 額 の 増 加	—	2,671	—	3,006
その他の異動による増加	688	361	6,304	3,930
死 亡	22,039	1,606	20,675	1,488
満 期	7,999,966	764,433	7,982,381	879,271
脱 退	885,068	149,575	686,607	137,536
保 険 金 額 の 減 少	—	29,333	—	29,903
解 約	4,121	15,738	1,074	2,318
失 効	383	2,534	145	529
その他の異動による減少	1,688	8,372	9,152	5,147
月 末 現 在	8,014,477	866,200	7,372,820	864,577
(増 加 率)	(△ 2.1%)	(9.8%)	(△ 8.0%)	(△ 0.2%)
純 増 加	△ 169,346	77,220	△ 641,657	△ 1,623
(増 加 率)	(△ 134.4%)	(△ 76.7%)	(—)	(△ 102.1%)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

(7) 契約者配当の状況

① 5年ごと利差配当付 個人保険および個人年金保険

配当基準利回りは次のとおりです。

		平成16年度	平成17年度
個 人 保 険	下 記 以 外	1.65%	1.75%
	一時払終身保険(注)	—	1.35%
個 人 年 金 保 険		1.60%	1.70%

(注) 平成17年12月1日以降の契約

責任準備金等の運用益が予定した運用益を上回る運用成果となった場合に、契約者配当準備金を積み立て、下回った場合には契約者配当準備金を取り崩します。平成17年度は、上記の配当基準利回り、および、予定利率にもとづき契約者配当準備金を算出しました。

なお、この契約者配当準備金は契約者配当金として確定したものではなく、今後の運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

② 団体保険

団体の規模、保険金支払実績等に応じて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

IX-2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区 分	平成16年度	平成17年度
個 人 保 険	8.6%	12.8%
個 人 年 金 保 険	22.2	3.0
団 体 保 険	9.8	△ 0.2

(注) 個人年金保険は年金支払開始前契約について算出しています。

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 (個人保険) (単位：千円)

区 分	平成16年度	平成17年度
新契約平均保険金	8,267	9,974
保有契約平均保険金	7,551	7,737

(3) 新契約率 (対年度始)

区 分	平成16年度	平成17年度
個 人 保 険	21.5%	26.1%
個 人 年 金 保 険	30.3	10.1
団 体 保 険	13.4	5.3

(注) 個人年金保険の分母 (年度始の契約高) は年金支払開始前契約です。

(4) 解約失効率 (対年度始)

区 分	平成16年度	平成17年度
個 人 保 険	11.6%	12.0%
個 人 年 金 保 険	7.9	7.0
団 体 保 険	5.7	3.4

(注) 1. 解約失効率は、契約高の減額又は増額及び契約復活高により解約・失効高を修正して算出した率を表します。

2. 個人年金保険は年金支払開始前契約について算出しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料 (月払契約) (単位：円)

平成16年度	平成17年度
10,291	10,280

(6) 死亡率（個人保険主契約）

平成16年度		平成17年度	
件数率	金額率	件数率	金額率
2.30‰	1.87‰	2.27‰	1.78‰

(7) 特約発生率（個人保険）

区 分		平成16年度	平成17年度
災害死亡保障契約	件数	0.18‰	0.25‰
	金額	0.16‰	0.20‰
障害保障契約	件数	0.13	0.15
	金額	0.03	0.02
災害入院保障契約	件数	4.56	5.14
	金額	129.51	144.68
疾病入院保障契約	件数	32.52	35.25
	金額	743.83	765.06
成人病入院保障契約	件数	9.29	9.39
	金額	245.71	266.31
疾病・傷害手術保障契約	件数	20.78	23.96
成人病手術保障契約	件数	5.80	7.74

(8) 事業費率（対収入保険料）

平成16年度	平成17年度
18.0%	17.7%

Ⅸ-3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成16年度末	平成17年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	1,162	1,505
	災 害 保 険 金	8	165
	高 度 障 害 保 険 金	12	127
	満 期 保 険 金	2	1
	そ の 他	—	—
	小 計	1,184	1,800
年 金		1	3
給 付 金		236	268
解 約 返 戻 金		438	532
保 険 金 据 置 支 払 金		3	2
そ の 他 共 計		1,868	2,608

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成16年度末	平成17年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	169,519	201,097
	個 人 年 金 保 険	21,302	32,054
	団 体 保 険	39	55
	そ の 他	—	0
	小 計	190,861	233,207
危 険 準 備 金		2,913	3,370
合 計		193,774	236,578

(注) 上表の数値はすべて一般勘定のものです。

(3) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

区 分		平成16年度末	平成17年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	5年チルメル式	5年チルメル式
	標準責任準備金対象外契約	5年チルメル式	5年チルメル式
積立率（危険準備金を除く）		96.6%	98.4%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
 2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
1996年度～2000年度	116,187 百万円	1.65%～3.10%
2001年度	23,182	1.35%～1.75%
2002年度	34,456	1.35%～1.75%
2003年度	31,657	1.00%～1.75%
2004年度	18,508	1.00%～1.75%
2005年度	9,159	1.00%～1.75%

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険および個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
 2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(4) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
平成16年度	前年度末現在	1,192	38	8	1,145	—
	利息による増加	0	0	0	—	—
	配当金支払いによる減少	833	2	0	830	—
	当年度繰入額	675	△1	△3	679	—
	当年度末現在	1,034	35	4	995	—
		(19)	(16)	(3)	(—)	(—)
平成17年度	前年度末現在	1,034	35	4	995	—
	利息による増加	0	0	0	—	—
	配当金支払いによる減少	860	3	0	857	—
	当年度繰入額	1,017	15	8	993	0
	当年度末現在	1,191	48	12	1,131	0
		(26)	(23)	(3)	(—)	(—)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(5) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	貸借対照表の注記に記載したとおりです。
	個別貸倒引当金	2	0	△1	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
	計	2	0	△1	
退職給付引当金	73	96	23		
価格変動準備金	204	260	55		

(6) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(7) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資 本 金		20,000	—	—	20,000	
うち 既発行株式	普通株式	(500,000株)	(— 株)	(— 株)	(500,000株)	
		20,000	—	—	20,000	
	計	20,000	—	—	20,000	
資本剰余金	資本準備金	—	—	—	—	
	その他資本剰余金	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	

(8) 利益準備金及び任意積立金明細表

該当ありません。

(9) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
個人保険	55,615	59,919
(うち一時払)	(4,054)	(4,581)
(うち年払)	(12,019)	(12,614)
(うち半年払)	(266)	(262)
(うち月払)	(39,275)	(42,460)
個人年金保険	11,795	13,173
(うち一時払)	(—)	(—)
(うち年払)	(924)	(1,033)
(うち半年払)	(35)	(35)
(うち月払)	(10,835)	(12,105)
団体保険	3,211	3,184
その他共計	70,623	76,285

(10) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度合計	平成17年度合計	平成17年度合計			
			個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
死亡保険金	5,445	5,374	3,872	—	1,502	0
災害保険金	65	72	71	—	0	—
高度障害保険金	185	281	195	—	85	—
満期保険金	94	214	214	—	—	—
そ の 他	29	56	56	—	—	—
合 計	5,820	5,998	4,410	—	1,588	0

(11) 年金明細表

(単位：百万円)

平成16年度合計	平成17年度合計	平成17年度合計			
		個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
88	129	46	82	0	—

(12) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度合計	平成17年度合計	平成17年度合計			
			個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
死亡給付金	38	76	0	75	—	—
入院給付金	810	879	873	2	3	0
手術給付金	386	465	464	1	—	—
障害給付金	5	2	2	—	0	—
生存給付金	460	537	537	—	—	—
そ の 他	162	175	175	0	—	—
合 計	1,864	2,137	2,054	79	3	0

(13) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

平成16年度合計	平成17年度合計	平成17年度合計			
		個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
12,001	14,709	13,155	1,554	—	—

(14) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

区 分	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末残高	償却累計率
建 物	7	0	0	6	8.1%
動 産	287	56	170	116	59.4
そ の 他	60	4	60	—	100.0
合 計	355	62	231	123	65.2

(15) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
営 業 活 動 費	5,901	5,530
営 業 管 理 費	84	82
一 般 管 理 費	6,715	7,884
合 計	12,701	13,497

(16) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
国 税	34	31
消 費 税	8	6
印 紙 税	25	25
登 録 免 許 税	—	—
そ の 他 の 国 税	—	—
地 方 税	225	258
地 方 消 費 税	2	1
法 人 住 民 税	—	—
法 人 事 業 税	216	249
固 定 資 産 税	0	1
不 動 産 取 得 税	—	—
事 業 所 税	5	6
そ の 他 の 地 方 税	0	0
合 計	259	290

(17) リース取引

リース取引については、リース契約1件あたりの金額が300万円未満のため、記載を省略しています。

IX-4 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1) 資産運用の概況

① 平成17年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

平成17年度のわが国経済は、生産・輸出が増加し企業収益が増益基調となりました。また、雇用・賃金状況の改善により、個人消費も回復してきました。

このような環境下、日経平均株価は7月まで11,000円台で推移しましたが、業績回復・投資家層の拡大等により12月に16,000円台乗せまで上昇し、3月末は17,059円となりました。

長期金利（10年国債利回り）は6月まで低下基調にありましたが、景気回復等を背景に7月に反転し、3月には日銀の量的緩和政策解除もあり3月末は1.8%近くまで上昇しました。

ロ. 当社の運用方針

当社では、負債である保険契約の特性を踏まえ、長期的に安定的な収益を確保することを基本方針として、円建ての公社債を中心に運用を行なっています。

ハ. 運用実績の概況

平成17年度末の総資産は291,286百万円、運用資産は284,024百万円となりました。増加資産につきましては、国債中心に配分をいたしました。

なお、資産運用収支は4,849百万円となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末		平成17年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	8,655	3.8%	8,970	3.1%
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	24,810	10.8	31,350	10.7
有 価 証 券	182,894	80.0	236,492	81.2
公 社 債	171,953	75.2	223,160	76.6
株 式	8,901	3.9	12,258	4.2
外 国 証 券	2,040	0.9	1,072	0.4
公 社 債	2,040	0.9	1,072	0.4
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	5,733	2.5	7,203	2.5
保 険 約 款 貸 付	5,733	2.5	7,203	2.5
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	—	—	6	0.0
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	6,606	2.9	7,262	2.5
貸 倒 引 当 金	△ 2	△ 0.0	△ 0	△ 0.0
合 計	228,698	100.0	291,286	100.0
うち外貨建資産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
現預金・コールローン	2,048	315
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	8,360	6,539
有 価 証 券	28,797	53,597
公 社 債	32,107	51,207
株 式	△ 3,335	3,357
外 国 証 券	26	△ 967
公 社 債	26	△ 967
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—
貸 付 金	1,148	1,470
保 険 約 款 貸 付	1,148	1,470
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	6
繰 延 税 金 資 産	—	—
そ の 他	811	656
貸 倒 引 当 金	△ 1	1
合 計	41,164	62,587
うち外貨建資産	—	—

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	平成16年度	平成17年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	1.70	1.70
公 社 債	1.98	2.06
株 式	28.41	3.64
外 国 証 券	2.17	3.50
貸 付 金	3.11	3.13
うち一般貸付	—	—
不 動 産	—	—
一 般 勘 定 計	2.47	1.88

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
現預金・コールローン	8,698	19,214
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	21,268	28,881
公 社 債	152,679	192,707
株 式	4,524	3,399
外 国 証 券	2,000	1,531
貸 付 金	5,074	6,362
うち一般貸付	—	—
不 動 産	—	1
一 般 勘 定 計	198,284	257,367
うち海外投融資	2,000	1,531

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
利息及び配当金等収入	3,402	4,268
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	360	491
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	1,203	143
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他運用収益	10	10
合 計	4,976	4,914

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
支 払 利 息	0	2
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	82	62
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為 替 差 損	—	—
貸倒引当金繰入額	1	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	—	—
合 計	84	65

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
預 貯 金 利 息	0	0
有価証券利息・配当金	3,227	4,051
公 社 債 利 息	3,054	3,892
株 式 配 当 金	129	123
外国証券利息配当金	43	35
貸 付 金 利 息	157	198
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	3,402	4,268

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
国 債 等 債 券	46	136
株 式 等	1,156	—
外 国 証 券	—	7
そ の 他 共 計	1,203	143

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
国 債 等 債 券	82	62
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	82	62

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末		平成17年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	117,255	64.1%	168,278	71.2%
地 方 債	7,885	4.3	14,173	6.0
社 債	46,812	25.6	40,708	17.2
うち公社・公団債	5,407	3.0	7,399	3.1
株 式	8,901	4.9	12,258	5.2
外 国 証 券	2,040	1.1	1,072	0.5
公 社 債	2,040	1.1	1,072	0.5
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	182,894	100.0	236,492	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	711	1,805	7,156	531	2,349	104,700	117,255
地 方 債	—	524	1,003	976	885	4,495	7,885
社 債	701	1,151	8,372	10,488	3,166	22,930	46,812
株 式						8,901	8,901
外 国 証 券	705	—	110	703	—	521	2,040
公 社 債	705	—	110	703	—	521	2,040
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,118	3,482	16,642	12,700	6,401	141,549	182,894

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	18,125	2,167	6,223	0	13,330	128,432	168,278
地 方 債	—	820	973	917	572	10,889	14,173
社 債	—	411	13,440	4,477	107	22,272	40,708
株 式						12,258	12,258
外 国 証 券	—	—	—	590	—	482	1,072
公 社 債	—	—	—	590	—	482	1,072
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	18,125	3,398	20,637	5,984	14,010	174,336	236,492

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	平成16年度	平成17年度
公 社 債	2.05	1.89
外 国 公 社 債	2.18	2.50

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末		平成17年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	—	—%	—	—%	
鉱 業	—	—	—	—	
建 設 業	—	—	—	—	
製 造 業	食 料 品	—	—	—	—
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学 品	—	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属	—	—	—	—
	金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械	—	—	—	—
	電 気 機 器	33	0.4	48	0.4
輸 送 用 機 器	4,758	53.5	6,280	51.2	
精 密 機 器	2,360	26.5	3,800	31.0	
そ の 他 製 品	1,749	19.7	2,130	17.4	
電 気 ・ ガ ス 業	—	—	—	—	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—	—
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業 情 報 ・ 通 信 業	—	—	—	—
商 業	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—	—
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 険 業	—	—	—	—
	そ の 他 金 融 業	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	
合 計	8,901	100.0	12,258	100.0	

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末残高	平成17年度末残高
保 険 約 款 貸 付	5,733	7,203
契 約 者 貸 付	4,353	5,603
保 険 料 振 替 貸 付	1,379	1,599
一 般 貸 付	—	—
(うち非居住者貸付)	(—)	(—)
企 業 貸 付	—	—
(うち国内企業向け)	(—)	(—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公共団体・公企業貸付	—	—
住 宅 ロ ー ン	—	—
消 費 者 ロ ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	5,733	7,203

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 不動産及び動産明細表

① 不動産及び動産の明細

(単位：百万円)

平成16年度	区 分	前期末	当 期	当 期	当 期	当期末	償 却	償 却
		残 高	増加額	減少額	償却額	残 高	累計額	累計率
	土 地	—	—	—	—	—	—	— %
	建 物	—	—	—	—	—	—	—
	動 産	72	79	6	46	98	163	62.4
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	72	79	6	46	98	163	62.4

(単位：百万円)

平成17年度	区 分	前期末	当 期	当 期	当 期	当期末	償 却	償 却
		残 高	増加額	減少額	償却額	残 高	累計額	累計率
	土 地	—	—	—	—	—	—	— %
	建 物	—	7	—	0	6	0	8.1
	動 産	98	80	5	56	116	170	59.4
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	98	87	5	57	123	171	58.1

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)

区 分	平成16年度末	平成17年度末
不 動 産 残 高	—	6
営 業 用	—	6
賃 貸 用	—	—
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	—	—

(24) 不動産動産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 不動産動産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度
不 動 産	—	—
動 産	6	5
そ の 他	—	—
合 計	6	5

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

八. 円貨建資産

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末		平成17年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—%	—	—%
公社債(円建外債)・その他	2,040	100.0	1,072	100.0
小 計	2,040	100.0	1,072	100.0

二. 合計

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末		平成17年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	2,040	100.0%	1,072	100.0%

② 地域別構成

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末								平成17年度末							
	外国証券						非居住者 貸 付		外国証券						非居住者 貸 付	
	公社債				株式等				公社債				株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	1,533	75.2	1,533	75.2	—	—	—	—	971	90.6	971	90.6	—	—	—	—
ヨーロッパ	302	14.8	302	14.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 南 米	203	10.0	203	10.0	—	—	—	—	101	9.4	101	9.4	—	—	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,040	100.0	2,040	100.0	—	—	—	—	1,072	100.0	1,072	100.0	—	—	—	—

③ 外貨建資産の通貨別構成

該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

平成16年度	平成17年度
2.17%	3.50%

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期 増加額	当期 減少額	減価償却 累計額	期末残高	摘要
電話加入権	4	—	—	—	1	
合計	4	—	—	—	1	

IX-5 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成16年度末				
	帳簿価額	時 価	差	損 益	
				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	102,935	99,641	△ 3,294	2,058	5,353
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
その他有価証券	94,666	104,769	10,103	10,222	118
公 社 債	64,667	69,017	4,350	4,388	37
株 式	3,399	8,901	5,501	5,501	—
外 国 証 券	1,999	2,040	40	40	—
公 社 債	1,999	2,040	40	40	—
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	24,600	24,810	210	291	80
合 計	197,601	204,410	6,809	12,280	5,471
公 社 債	167,602	168,658	1,056	6,446	5,390
株 式	3,399	8,901	5,501	5,501	—
外 国 証 券	1,999	2,040	40	40	—
公 社 債	1,999	2,040	40	40	—
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	24,600	24,810	210	291	80

(注) 1. 本表には、CD（譲渡性預金）等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、24,600百万円、210百万円です。

・時価のない有価証券は保有していません。

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益		
				うち差益	うち差損
満期保有目的の債券	131,958	129,258	△ 2,699	2,361	5,061
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
その他有価証券	126,117	135,884	9,767	11,100	1,332
公 社 債	89,618	91,202	1,584	2,223	638
株 式	3,399	12,258	8,859	8,859	—
外 国 証 券	1,100	1,072	△ 27	1	28
公 社 債	1,100	1,072	△ 27	1	28
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	32,000	31,350	△ 649	16	665
合 計	258,075	265,143	7,067	13,462	6,394
公 社 債	221,576	220,461	△ 1,114	4,585	5,700
株 式	3,399	12,258	8,859	8,859	—
外 国 証 券	1,100	1,072	△ 27	1	28
公 社 債	1,100	1,072	△ 27	1	28
株 式 等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—
そ の 他	32,000	31,350	△ 649	16	665

(注) 1. 本表には、CD(譲渡性預金)等、証券取引法上の有価証券に準じた取扱いを行うことが適当と認められるものを含んでいます。
2. 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、32,000百万円、△649百万円です。

・時価のない有価証券は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末					平成17年度末				
	貸借対照 表計上額	時 価	差 損 益		貸借対照 表計上額	時 価	差 損 益			
			うち差益	うち差損			うち差益	うち差損		
金銭の信託	24,810	24,810	—	—	—	31,350	31,350	—	—	—

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	平成16年度末					平成17年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益		帳簿価額	時 価	差 損 益			
			うち差益	うち差損			うち差益	うち差損		
満期保有目的 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応 の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の金銭の信託	24,600	24,810	210	291	80	32,000	31,350	△ 649	16	665

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

X. 保険会社の運営

X-1 リスク管理の体制

p.10~12 II-1 リスク管理体制をご参照下さい。

X-2 法令遵守の体制

p.13~15 II-2 コンプライアンス（法令等遵守）体制をご参照下さい。

X-3 個人データ保護について

p.16~17 II-3 お客様情報の保護をご参照下さい。

XI. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

XII. 保険会社及びその子会社等の状況

XII-1 保険会社及びその子会社等の概況

該当ありません。

XII-2 保険会社及びその子会社等の主要な業務

該当ありません。

XII-3 保険会社及びその子会社等の財産の状況

該当ありません。

Ⅻ-4. 財務諸表の適正性、財務諸表作成に係る内部監査の有効性確認

当社の代表取締役社長である小松 敏行は、当社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの平成17年度の財務諸表につきまして、以下のとおり、適正に作成されましたこと、及び財務諸表の作成に係る内部監査の有効性を確認しています。

1. 財務諸表の作成にあたり、当社では業務分担及び責任部門が明確化されており、各責任部門において適切な業務体制が構築されています。
2. 重要な経営情報については、取締役会及び経営会議において適切に付議・報告されています。
3. 財務諸表の作成に係る基礎資料・原稿を作成した当社の各部長は、その作成過程を点検した上で適正であることを確認し、作成過程の概要と点検方法を明示し、適正であると判断した根拠を示した適正性に関する内部確認書を提出しています。
4. 当社の内部監査部門が、財務諸表に係る作成体制の適切性及び記載内容の適正性について業務監査を行い、内部統制の適切性・有効性を検証しており、重要な指摘事項がない旨の監査報告書の提出を受けています。
5. 財務諸表に係る作成過程の点検方法及び第3項の財務諸表作成に係る内部確認書を監査役に提出し、監査役から不実の記載がないものと認められる旨の意見書の提出を受けています。
6. 内部確認書、業務監査部の監査結果および監査役からの意見書を経営会議に提出した上で協議し、財務諸表が適正に作成されたこと及び財務諸表の作成に係る内部監査が有効であることを確認しています。
7. 監査対象となる会計に関する部分については、会計監査人の監査を受け、記載内容に関し重要な指摘事項がないことを確認しています。
8. 以上によって、財務諸表は適正に作成され不実の記載がないものと確認し、その旨を取締役に上程しています。

以上

2006年6月9日

日本興亜生命保険株式会社
取締役社長
氏名 小松 敏行

日本興亜生命の現状 2006

2006年7月

日本興亜生命保険株式会社
経営企画部 企画人事グループ

〒104-8407 東京都中央区築地3丁目4番2号
TEL 03 (5565) 8080 (代表)
FAX 03 (5565) 8365



日本興亜生命保険株式会社

東京都中央区築地3-4-2 〒104-8407 Tel.03-5565-8080
URL.<http://www.nipponkoa.co.jp/life/>